千葉大学 (亥鼻) 医学系総合研究棟整備等事業

要求水準書

平成29年7月26日

国立大学法人千葉大学

< 目 次 >

本要求	 水準書の位置付け	1
第1章	章 総則(本施設事業)	1
1	本施設事業の概要	1
2	本施設事業の内容	2
3	遵守すべき法令等及び適用する基準等	3
4	参考図を提示する趣旨	6
第2章	章 施設整備に関する要求水準(本施設事業)	7
1	本施設の施設整備業務	7
2	事業場所(敷地)条件	7
3	本施設の概要	9
4	設計要求水準	1 3
5	各エリアの要求水準	4 2
6	各業務の要求事項	4 3
第3章	章 維持管理業務に関する要求水準(本施設事業)	5 0
1	目的	5 0
2	一般事項	5 0
3	建物・建築設備保守管理業務	5 4
4	外構保守管理業務	5 6
5	清掃衛生管理業務	5 7
6	警備業務	6 0
7	その他	6 0
第4章	章 運営業務に関する要求水準(本施設事業)	6 1
1	目的	6 1
2	一般事項	6 1
3	プロジェクト研究スペース運営業務	6 3
4	福利厚生施設運営業務	6 4
5	職員駐車場運営業務	6 6
6	事業者提案による運営業務(任意)	6 7
第5章	章 民間付帯施設(任意)事業に関する要求水準(民間付帯施設(任意)事業)	6 8
1	設置の目的	6 8
2	民間付帯施設(任意)の概要	6 8
3	事業の範囲	6 8
4	事業の期間	6 8
5	運営内容等	6 8
6	費用等	6 9

本要求水準書には、下記の【別表 $1\sim7$ 】、【資料 $1\sim35$ 】、【参考図】が付属しているので注意すること。

- 【別表 1 】各室(エリア)の要求水準
- 【別表 2 】各室(エリア)の特殊条件等
- 【別表 3 】各室(エリア)に設置する機器・備品等
- 【別表 4 】引越業務対象什器備品等一覧表 ※
- 【別表 5 】備品等調達業務対象什器備品等一覧表 ※
- 【別表 6 】低層階特殊諸室の留意事項等 ※
- 【別表 7 】工事区分表 ※
- 【資料 1 】亥鼻キャンパス全体配置図
- 【資料 2 】事業場所位置図(本施設)
- 【資料 3 】事業場所位置図(民間付帯施設)
- 【資料 4 】事業場所周辺現況測量図(平面、高低、工作物)
- 【資料 5 】事業場所周辺現況建物・工作物リスト及び配置図
- 【資料 6 】事業場所周辺現況樹木リスト及び配置図
- 【資料 7 】事業場所周辺電気設備インフラ整備状況(高圧)
- 【資料 8 】事業場所周辺電気設備インフラ整備状況(電灯)
- 【資料 9 】事業場所周辺電気設備インフラ整備状況(外灯姿図)
- 【資料10】事業場所周辺電気設備インフラ整備状況(通信)
- 【資料11】事業場所周辺電気設備インフラ整備状況(情報)
- 【資料12】特高受電棟 特別高圧受変電設備 既設単線結線図
- 【資料13】エネルギー計測システム仕様書
- 【資料14】亥鼻キャンパス構内新設光ケーブル配線構成図
- 【資料15】事務系LAN系統図(参考)
- 【資料16】診療系LAN系統図(参考)
- 【資料17】支線スイッチ構成例(各フロア共通)
- 【資料18】ネットワークスイッチ仕様概要
- 【資料19】構內交換設備仕様
- 【資料20】PHS基地局仕様
- 【資料21】事業場所周辺ガス設備インフラ整備状況
- 【資料22】事業場所周辺県水設備インフラ整備状況
- 【資料23】事業場所周辺井水設備インフラ整備状況
- 【資料24】事業場所周辺排水設備インフラ整備状況(雨水排水)
- 【資料25】事業場所周辺排水設備インフラ整備状況(汚水排水)
- 【資料26】衛生器具参考品番

- 【資料27】配管仕様
- 【資料28】放射性同位元素の種類及び数量
- 【資料29】事業場所周辺地盤調査報告書
- 【資料30】亥鼻キャンパス埋蔵文化財包蔵地
- 【資料31】周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について(通知)
- 【資料32】事業場所周辺地歴調査報告書(参考)
- 【資料33】事業場所の土壌概況調査概要(参考)
- 【資料34】福利厚生施設アンケート結果等
- 【資料35】千葉大学(亥鼻)医学系総合研究棟整備等事業保守管理業務仕様書

【参考図】

- 注1 上記の【別表1】、【資料1】から【資料4】、【参考図】については、大学のホームページに おいても公表するが、当該公表分と併せて【別表】、【資料】、【参考図】のすべてについては、 請求者に対して電子データ(CD-R)で貸与する。当該貸与に関する詳細については、様式集 の<様式1>を参照すること。
- 注2 上記の【別表】のうち※印を付してある【別表4】から【別表7】については、平成29年 8月後半の貸与を予定しており、詳細については大学のホームページにおいて知らせるので留 意すること。

本要求水準書の位置付け

千葉大学(亥鼻)医学系総合研究棟整備等事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、国立大学法人千葉大学(以下「大学」という。)が、千葉大学(亥鼻)医学系総合研究棟整備等事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「選定事業者」又は単に「事業者」という。)の募集及び選定を行うに当たって、入札参加者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

また、大学は、要求水準書に基づき、入札参加者の行う提案の評価を行うとともに、選定事業者が実施する本施設及び民間付帯施設(任意)それぞれの施設整備業務、維持管理業務、運営業務の実施状況のモニタリングを行うものとする。

なお、本事業は、本施設に係る「本施設事業」及び民間付帯施設(任意)に係る「民間付帯施設(任意)事業」により構成され、本施設は、教育研究施設(部局専用スペース、プロジェクト研究スペース)及び福利厚生施設(購買・軽食等)、教育研究施設と福利厚生施設を総称して「医学系総合研究棟」という。これらに付属する外構施設(「職員駐車場」を含む。)により構成される。

<本施設事業>

第1章 総則(本施設事業)

1 本施設事業の概要

(1) 本施設事業の目的

本施設事業は、「医学系総合研究棟整備等事業」であり、グローバル化に対応した次世代の多様なニーズに応える医療人を総合的に育成するため、教育研究基盤の構築と未来の医療を担う治療学研究拠点を創成する総合研究棟を亥鼻キャンパス高機能化構想の中心となる病院に近接したゾーンに整備することを目的とする。

本施設事業の実施に当たっては、財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術能力の活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年7月30日法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として実施する。

(2) 亥鼻キャンパスの構成と本施設事業の位置付け

亥鼻キャンパスは、国立大学法人唯一の医療系3学部(医学、薬学、看護学)の各施設とともに、医学部附属病院により構成される、次世代の医療を担う医療人育成のための理想的な環境が備わった重要な教育研究拠点である。しかし、過去の整備の経緯(医学部附属病院の現位置への移転整備、旧医学部附属病院の医学部本館への転用)等から、医学部と医学部附属病院の物理的距離が離れており、今回の改築整備に伴って、医学部(「医学系総合研究棟」)を、現運動施設(野球場等)の位置に整備し、機能連携強化を図るものである。

(3) 本施設事業の特色

- 1) 施設整備業務の一環として引越業務や備品等調達業務を、運営業務としてプロジェクト研究スペース運営業務、福利厚生施設運営業務、職員駐車場運営業務、事業者提案による運営業務(任意)を、更には新たな試みとして民間付帯施設(任意)事業を組み入れることにより、選定事業者の創意工夫やノウハウをより多く活用し合理的かつ効率的な事業とする。
- 2) 入札参加者が集中的に検討し時代を画するような熟度の高い提案ができるようにとの趣旨から参考図を提示することや、募集の過程で2回の質問回答とともに個別対話を実施することにより、上記1)と同様に選定事業者の創意工夫やノウハウをより多く活用し合理的かつ効率的な事業とする。
- **3)** 本施設のうち、「プロジェクト研究スペース」、「福利厚生施設」及び「職員駐車場」を、それ ぞれ使用者に(施設等を)有償で貸し付けることにより、国費のみに依存しない多様な財源によ る事業とする。

2 本施設事業の内容

事業者が実施する本施設事業の業務の範囲は、以下の通りとする。

(1) 本施設の施設整備業務

- 1) 事前調査業務(土壌汚染調査とともに大学が提示する以外の地質調査等を含む。)及びこれら を実施する上で必要となる関連業務
- 2) 設計業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- 3) 建設工事及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- 4) 工事監理業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- 5) 周辺家屋影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- 6) 電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- 7) 各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- 8) 引越業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- 9) 備品等調達業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

(2) 本施設の維持管理業務

- 1) 建物・建築設備保守管理業務(設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新・報告その他の一切の保守管理業務を含む。)
- 2) 外構施設保守管理業務(点検・保守・修繕・更新・報告その他一切の保守管理業務を含む。)
- 3) 清掃衛生管理業務(建物内外部・ガラス・外構の清掃業務を含む。)
- 4) 警備業務

(3) 本施設の運営業務

- 1) プロジェクト研究スペース運営業務
- 2) 福利厚生施設運営業務
- 3) 職員駐車場運営業務

4) 事業者提案による運営業務(任意)

3 遵守すべき法令等及び適用する基準等

(1) 遵守すべき法令等

本事業を行うに当たっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」 (平成11年7月30日法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。)及び 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成24年3月27日閣議決定、その後の改正を含む。以下「基本方針」という。)のほか、以下の関連する各法令等を遵守すること。

- 1) 建築基準法
- 2) 消防法
- 3) 都市計画法
- 4) 国立大学法人法
- 5) 駐車場法
- 6) 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)
- 8) 電波法
- 9) 電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令・内線規程
- 10) ガス事業法
- 11) 下水道法
- 12) 水道法
- 13) 騒音規制法
- 14) 振動規制法
- 15) 水質汚濁防止法
- 16) 大気汚染防止法
- 17) 土壤汚染対策法
- 18) 高圧ガス保安法
- 19) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 20) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 21) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)
- 22) 労働安全衛生法
- 23) 文化財保護法
- 24) 学校保健安全法
- 25) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 26) 食品衛生法
- 27) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
- 28) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- 29) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(放射線障害防止法)
- 30) 電離放射線障害防止規則(厚生労働省)

- 31) 千葉市火災予防条例
- 32) 千葉県福祉のまちづくり条例 (整備基準)
- 33) 千葉市都市景観条例
- **34)** 千葉市建築物環境配慮制度(CASBEE)
- 35) 国立大学法人千葉大学会計規程等
- 36) 国立大学法人千葉大学不動産貸付要項
- 37) 国立大学法人千葉大学放射線障害予防規程
- 38) 国立大学法人千葉大学高圧ガス危害予防規程
- 39) 国立大学法人千葉大学遺伝子組換え実験等安全管理規程
- 40) 国立大学法人千葉大学自家用電気工作物保安規程
- 注1 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、本事業の実施に当たり 必要とされるその他の関連法令及び条例等についても遵守する。
- 注2 千葉大学の各規程については、千葉大学の以下のホームページで閲覧できる。

http://wwwl.g-reiki.net/chiba-u/reiki_menu.html

(2) 適用する基準等及び参考資料

本事業を行うに当たっては、関連法令等のほか、以下の基準等を適用するものとする。なお、いずれも最新版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について大学と協議を行うものとする。

1) 設計関連(共通)

- ① 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(統一基準)
- ② 官庁施設の環境保全性基準 (統一基準)
- ③ 建築構造設計指針(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- ④ 建築設備耐震設計・施工指針 (日本建築センター監修)
- ⑤ 空気調和·衛生工学便覧(空気調和·衛生工学会)

2) 積算関連(共通)

- ① 公共建築工事積算基準等資料(文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官)
- ② 公共建築工事積算研究会参考歩掛り(公共建築工事積算研究会)
- ③ 文部科学省建築工事標準単価積算基準(特記基準)(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- ④ 公共建築工事積算基準(統一基準)
- ⑤ 公共建築工事標準単価積算基準(統一基準)
- ⑥ 公共建築工事共通費積算基準 (統一基準)

3) 積算関連(建築・土木)

- ① 公共建築数量積算基準(統一基準)
- ② 公共建築工事内訳書標準書式(統一基準)(建築工事編)
- ③ 公共建築工事見積標準書式(統一基準)(建築工事編)
- ① 文教施設工事積算要領(土木工事)(文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官)

4) 積算関連(設備)

- ① 公共建築設備数量積算基準(統一基準)
- ② 公共建築工事内訳書標準書式(統一基準)(設備工事編)
- ③ 公共建築工事見積標準書式(統一基準)(設備工事編)

5) 工事関連(共通)

- ① 公共建築工事標準書式(統一基準)
- ② 工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官)

6) 工事関連(建築·土木)

- ① 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)
- ② 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)
- ③ 公共建築木造工事標準仕様書(統一基準)
- ④ 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- ⑤ 建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ⑥ 文部科学省土木工事標準仕様書(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- ⑦ 文部科学省土木工事施工管理要領(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- ⑧ 道路橋示方書・同解説((社)日本道路協会)

7) 工事関連(設備)

- ① 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(電気設備工事編、機械設備工事編)
- ② 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(電気設備工事編、機械設備工事編)
- ③ 公共建築設備工事標準図(統一基準)(電気設備工事編、機械設備工事編)
- ④ 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- ⑤ 文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(文部科学省大臣官房文教施設企画部)

8) 学内基準等

- ① 千葉大学エネルギー配慮対象設計の基準※
- ② 千葉大学エネルギー配慮対象調達の基準※
- ③ 千葉大学環境・エネルギーマネジメントマニュアル※ 千葉大学環境・エネルギーマネジメントマニュアルは、事業者が構内に事業所を置き、福利 厚生施設の運営業務を実施する場合は適用される(構内事業者としてユニットに組み込まれる)。
- ④ 国立大学法人千葉大学エネルギー管理標準※
- ⑤ 環境物品等の調達の推進を図るための方針※

9) 参考資料

- ① 千葉大学キャンパスマスタープラン2017 (8月上旬に公表予定)
- ② 西千葉キャンパスサイン計画案について※
- 注 適用する基準等及び参考資料のうち※印を付してあるものは、1 部貸与することができる。貸 与を受けようとする場合にあっては、事前に本事業に関する担当部局へ電話で予約をしてから来 学すること。なお、郵送により貸与を受けようとする場合にあっては、その手続等について、事 前に本事業に関する担当部局へ電話で問い合わせること。

4 参考図を提示する趣旨

本施設の【参考図】は、大学が本施設の利用方法等について検討を重ねた上で作成したものであり、 本施設において教育研究を行う大学教員、学生及び大学関係者等により決定したものとなっている。 なお、当然のことながら、【参考図】以外の可能性を排除するものではない。特に、共用部分の平 面計画について、入札参加者の提案を期待している。

しかし、あえて【参考図】を付すのは、入札参加者からの提案が多岐にわたる計画項目に対応して 拡散する事態を懸念し、むしろ大学が本施設において重視している計画項目について、入札参加者が 集中的に検討し時代を画するような熟度の高い提案をされることを期待するからである。

第2章 施設整備に関する要求水準(本施設事業)

1 本施設の施設整備業務

事業者が実施する本施設の施設整備業務の範囲は、以下の通りとする。

- (1) 事前調査業務(土壌汚染調査とともに大学が提示する以外の地質調査等を含む。)及びこれらを 実施する上で必要となる関連業務
- (2) 設計業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- (3) 建設工事及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- (4) 工事監理業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- (5) 周辺家屋影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- (6) 電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- (7) 各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- (8) 引越業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
 - ※ 特殊な研究実験設備等を除くものとし、業務の対象とする什器備品等については、【別表4】 による。
- (9) 備品等調達業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
 - ※ 特殊な研究実験設備等を除くものとし、業務の対象とする什器備品等については、【別表5】 による。

2 事業場所 (敷地) 条件

本施設を整備する事業場所(敷地)の主な前提条件は次の通り。

- (1) 事業場所等
 - 1) 事業場所 / 千葉県千葉市中央区亥鼻一丁目8-1 (亥鼻キャンパス構内)
 - ① 本施設

本施設の事業場所は、【資料2】による。

② 民間付帯施設(任意)

民間付帯施設(任意)の事業場所は、【資料3】による。なお、大学が提示する事業場所について、選定事業者は自らの提案内容に応じて、そのすべてか一部かを選択できるものとする。

(民間付帯施設(任意)の事業場所面積 約400 m²)

- **3) 接道条件** / 南側 6.0 m (法42条1項1号道路) 北側 6.0 m (法42条1項1号道路)
- (2) 地域・地区等
 - **1) 区域** / 市街化区域
 - 2) 用途地域 第二種中高層住居専用地域
 - **3) 高度地区** / 第1種高度地区(20m)
 - 4) 防火指定 / なし
 - **5) 建ぺい率** / 60%

- 6) 容積率 / 200%
- **7) 壁面後退距離** / 5 m (※地区計画決定・告示後)
- 8) 高さの最高限度/ 50m(※地区計画決定・告示後)
- ※ 現在、亥鼻キャンパスについては、千葉市に地区計画(素案)の提案を行っており、平成29 年8月に決定・告示される見通しである。

(3) 周辺のインフラ整備状況等

1) 共同溝

本施設の設備室等より、分岐共同溝(事業者の業務範囲、内法2.0 m×2.0 m×長さ約16 m)にて、北側幹線共同溝(本事業とは別途に整備、内法2.0 m×2.0 m)に接続する。詳細については、【参考図】による。

2) 電気

本施設の最大使用電力は年間を通じて2,000kVA以内として計画すること。

既設特高受電棟の高圧分岐盤予備フィーダー(6.6 k V・2回線)の52F322、52F312から、既設特高受電棟の床下ピット及び北側幹線共同溝・分岐共同溝を経由して、本施設の電気室まで引き込む。詳細については、【資料7】、【資料8】による。また、附属病院エネルギーセンター内、既設中央監視設備において、表示名称を「予備」から「医学系総合研究棟」に変更を行う。

3) ガス

既設南側構内道路の埋設管(低圧200¢)又は南側市道(市場町、星久喜町)の埋設本管より、地中埋設で、本施設まで引き込む。詳細については、【資料21】による。引き込みに際しての分岐場所、口径等の検討についてはガス会社との協議によること。

4) 給水

- ① 給水のうち県水(飲料水)については、既設医学部本館西側土中埋設配管(150φ)より、地中埋設(医学部本館北側道路)で、本施設の受水槽室まで引き込む。詳細については、 【資料22】による。また、本施設の整備に支障となるものは切り回すこと。
- ② 給水のうち井水については、既設医学部本館西側土中埋設配管(150¢)より、地中埋設(医学部本館北側道路)で、本施設の受水槽室まで引き込むと同時に、本施設南側にある立体駐車場及び真菌医学研究センターに引き込み、本施設建設予定地に埋設されている既存配管を廃止配管とする。詳細につては、【資料23】による。また、本施設の整備に支障となるものは切り回すこと。

5) 排水

- ① 排水のうち汚水排水については、本施設より、地中埋設で、既存構内の埋設管に接続する。 詳細につては、【資料25】による。また、本施設の整備に支障となるものは切り回すこと。
- ② 排水のうち実験排水については、利用者による原液及び二次洗浄水までの廃液回収を原則とする。その他実験排水は、本工事設置の処理槽、pHモニター槽にて処理、確認後一般排水系統へ放流する。pH異常時の緊急遮断弁を設置すること。RI系排水、感染系排水につ

いても適切に処理・測定後に一般排水系統へ放流すること。

③ 排水のうち雨水排水については、建物内にて再利用を行い、余剰分については本施設より、地中埋設で、既存構内の埋設管に接続する。詳細については、【資料24】による。また、本施設の整備に支障となるものは切り回すこと。

6) 情報通信回線

- ① 情報通信回線のうち電話回線については、既設電話交換棟MDF盤に追加端子600回線 を追加し北側幹線共同溝・分岐共同溝を経由して、EPS端子盤まで引き込む。詳細につい ては、【資料10】による。
- ② 情報通信回線のうち事務系及び診療系のLAN回線については、それぞれ附属病院外来診療B棟地下計算機室より、床下ピット及び渡り廊下を経由して、本施設のEPS内情報ラックまで引き込む。詳細については、【資料11】による。
- ③ 既存医学部本館4階基幹スイッチ移設のためのサーバー用ラック(電源共)を附属病院外来診療B棟地下計算機室に新設し、基幹スイッチ移設のための光ケーブルの新設工事を行う。ラック内情報機器の移設及び調整は別途大学工事とする。詳細については、【資料14】から【資料20】による。
- ④ 情報通信回線のうち防災回線については、本施設の防災センターより床下ピット、共同溝及び本事業で新設する管路を経由して、既設の門衛所に警報盤を取り付け、接続する。
- ⑤ 情報通信回線のうち監視回線については、本施設の設備室より、床下ピット、共同溝及び本事業で新設する管路を経由して、既設の門衛所に警報盤を取り付け、接続する。
- ※ 上記よりの引き込み(上記への接続)に伴う既設設備の改修、仮設、切り回し、切替えなどは、 事業者の業務の範囲とする。なお、他施設への影響を最小限とし、本事業で設置する擁壁等の工 作物との関係、構内通路との関係、計画通路との関係、及び将来の管理等について十分に配慮す ること。また、既設医学部本館を経由しないこと。

(4) 周辺の地盤状況等

1) 地盤状況

【資料29】を参照すること。

2) 埋蔵文化財関連

【資料30】、【資料31】を参照すること。

3) 土壤汚染関連

【資料32】、【資料33】を参照すること。

4) 造成工事関連

一部分における法面切取り及び擁壁築造以外の大規模な造成工事は想定していないが、詳細については、入札参加者の提案による。【資料2】、【資料4】、【資料5】、【資料6】、【資料29】等を参照すること。

3 本施設の概要

- (1) 本施設の規模・構造等
 - **1) 構造** / 入札参加者の提案による。

2) 階数 / 入札参加者の提案による。

(2) 本施設の主要な機能及び構成等

大学が想定している、本施設の主要な機能及び構成等は、以下の通りである。なお、面積は【参考図】より算定した参考面積であり、入札参加者の提案に当たっては【別表1】による。

1) 医学系総合研究棟

(単位: m²)

階 数	主要諸室	主要諸室面積 (参考面積)	共用部分面積 (参考面積)	各階面積 (会会五種)
	T 17460440			(参考面積)
塔屋階	・EV機械室	$0\mathrm{m}^2$	110 m²	110 m²
1 1 階	研究領域(実験室・研究室等) ・長寿医学 ・探索的先端治療学 ・細胞治療内科学 ・小児病態学 ・腎臓内科学 ・未来医療推進治療学 ・免疫細胞医学 ・免疫発生学 ・プロジェクト研究スペース	2, 736 m²	973 m²	3, 709 m²
10階	研究領域(実験室・研究室等) ・疾患生命医学 ・アレルギー・臨床免疫学 ・イノベーション再生医学 ・細胞分子医学 ・分子ウイルス学 ・発生再生医学 ・粘膜免疫学 ・代謝生理学	2, 736 m²	973 m²	3, 709 m²
9 階	研究領域(実験室・研究室等) ・画像診断・放射線腫瘍学 ・公衆衛生学 ・環境労働衛生学 ・口腔科学 ・耳鼻咽喉科・頭頸部腫瘍学 ・腫瘍病理学 ・分子腫瘍学 ・プロジェクト研究スペース	2, 736㎡	973 m²	37, 09 m²

階数	主要諸室	主要諸室面積(参考面積)	共用部分面積 (参考面積)	各階面積 (参考面積)
8階	研究領域(実験室・研究室等) ・救急集中治療医学 ・形成外科学 ・小児外科学 ・分子病態解析学 ・泌尿器科学 ・皮膚科学 ・診断病理学 ・病原細菌制御学	2, 736 m²	973 m²	3, 709 m²
7階	研究領域 (実験室・研究室等) ・呼吸器病態外科学 ・生命情報科学 ・感染生体防御学 ・機能ゲノム学 ・認知行動生理学 ・循環器内科学 ・呼吸器内科学 ・心臓血管外科学	2, 736 m²	973 m²	3, 709 m²
6階	研究領域 (実験室・研究室等) ・消化器内科学 ・和漢診療学 ・グローバル臨床試験学 ・病態病理学 ・先端応用外科学 ・臓器制御外科学 ・神経内科学 ・遺伝子生化学 ・プロジェクト研究スペース	2, 736 m²	973 m²	3, 709 m²
5階	研究領域 (実験室・研究室等) ・脳神経外科学 ・整形外科学 ・臨床腫瘍学 ・社会精神保健教育研究センター ・生殖医学 ・麻酔科学 ・眼科学 ・精神医学	2, 736 m²	973 m²	3, 742 m²

階数	主要諸室	主要諸室面積(参考面積)	共用部分面積 (参考面積)	各階面積 (参考面積)
4階	・事務室・会議室・福利厚生施設・風除室・エントランスホール・交流スペース	2, 052 m²	883 m²	2, 935 m²
3 階	 ・講義室(第1・第2・第3) ・実習室1 ・アクティブラーニングスペース ・グループ学習室 ・学生控室(自習室) ・医学部学務事務室 ・医学教育研究室 ・メディア管制室 ・保健室・更衣室・授乳室 ・学生ロッカー室 	2736 m²	997 m²	3733 m²
2階	 ・実習室 2、3 ・多目的 I T室 ・大セミナー室、小セミナー室 ・大学院多目的スペース 研究領域(実験室・研究室等) ・法医学 ・機能形態学 ・環境生命医学 ・プロジェクト研究スペース 	2, 736 m²	997 m²	3, 733 m²
1 階	・R I 室関連諸室 ・法医解剖室関連諸室 ・CAL関連諸室 ・解剖実習室関連諸室 ・無通設備室・資材保管室・控室 ・液体窒素充填スペース ・作業室 ・受水槽室 ・非常用発電機室・電気室 ・空調機械室 ・防災センター	2908 m²	999 m²	3907 m²
地下1階	• R I • 解剖室用排水処理室	$0\mathrm{m}^2$	319 m²	319 m²
合 計		28, 774 m²	11, 959 m²	40, 733 m²

^{※ 「}共用部分」には、、各階セミナー室・ラウンジ、給湯室・ゴミ置場・トイレ、廊下、階段室、 E V シャフト及び E V 機械室等を含む。

2) 医学系総合研究棟に付属する外構施設(「職員駐車場」を含む。)

駐車場、駐輪場、バイク置場、車寄せ、連絡通路等、構内道路(歩道を含む)、アクセス道路 (歩道を含む)等、舗装、緑地、植栽等、廃棄物置場等、共同溝、埋設配管・配線(枡等を含む)、 擁壁、法面保護、階段等、雨水排水、囲障、屋外サイン、外灯等、オイルタンク及びその付属設備(給油口、排気筒等)、消防用水、散水設備等の設置とともに、多目的グラウンドとテニスコートの復旧等を行う。

※ 【参考図】を参照すること。

4 設計要求水準

(1) 基本コンセプト

本施設は、グローバル化に対応した次世代の多様なニーズに応える医療人を総合的に育成するための教育研究基盤の構築と未来の医療を担う治療学研究拠点を創成する総合研究棟を整備することを目的とするものであり、これらの実現に向けて、以下の7つの基本的な考え方に基づき、施設計画を行う。

1) 本施設の基本要件

- ① 本施設の5階から11階の基準階及び2階の一部は、基礎系及び臨床系の各研究領域の研究 室及び実験室、プロジェクト研究スペース並びにセミナー室、ラウンジ等により構成され、これらを横断的にまとめることで、研究環境の効率化を図る。
- ② 本施設の1階から4階の低層階は、下記の主要諸室により構成され、1階の解剖室関連諸室を運用管理する研究領域の研究室及び実験室、プロジェクト研究スペースに加え、講義室、実習室、グループ学習室等の一元的な管理運営を行うことで、研究環境の効率化を図る。
 - ア 4階 / 管理部門、福利厚生施設、会議室等
 - イ 3階 / 講義室、セミナー室、実習室等
 - ウ 2階 / プロジェクト研究スペース、実習室、多目的 I T室、セミナー室等
 - エ 1階 \angle 法医解剖室、クリニカルアナトミーラボ (以下「CAL」という。)室、RI室、解剖実習室等
- ③ また、本施設3階のアクティブラーニングスペースは、学生間の闊達な交流を促す場として、 4階のエントランスギャラリー、交流スペースは、研究成果の展示や交流を行う場として、それぞれ整備することで、最先端の研究を支える施設にふさわしい場とする。

2) 用途機能との整合性と変化への対応可能な施設計画

- ① 各研究領域の研究室及び実験室に加え、プロジェクト研究スペースにより、医学の将来的な研究活動に対応し、絶えず最先端の研究環境を提供できる施設を目指して、研究活動の流動化、多様化及び変化に対応可能な柔軟性を持った空間計画、構造計画、設備計画とすること。
- ② 本施設は、教育施設としての講義室、セミナー室、実習室等とともに、各研究領域及び特殊な研究領域の研究室及び実験室など、多様な用途の諸室で構成されるため、各機能に対応できる空間計画、構造計画、設備計画とすること。

3) キャンパス景観に配慮した外観デザイン

- ① 本施設は、千葉大学キャンパスマスタープラン2017(亥鼻キャンパス)に沿った計画とするとともに、亥鼻キャンパスの諸施設、特に、隣接する医学部附属病院及び医薬系総合研究棟との景観形成や周辺環境との調和に十分配慮すること。
- ② 本施設は、医学部の新しい顔(シンボル)となる重要施設であり、外観デザイン(南北面・

東西面と共に渡り廊下・連絡通路を含む。)、エントランスデザイン等に十分配慮すること。

- ③ 本施設の外壁(ただし、メカニカルシャフト側を除く。)には、ベントキャップ、設備配管・ 配線及び実験用ダクト等を露出させないなど、細部にまで十分配慮すること。
- ④ 本施設の基準階の各実験室は、メカニカルシャフト側に配置するものとし、外部設備用スペースは、機器のメンテナンスや更新が容易なものとすること。なお、メカニカルシャフトの妻側(東西面)はデザイン性に配慮して目隠し等を設けること。

4) 高度な省エネルギー等を実現する施設計画

- ① 本施設は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下建築物省エネ法)」に基づき、エネルギー消費性能基準への適合義務、基準適合への判定を受ける義務及び建築物使用開始前に検査を受検し、検査に適合する義務を有する。また、本学はグリーン購入法で定義される調達方針に基づき環境物品等の調達を推進している。施設計画に当たっては各法令に準拠し立案すること。
- ② 上記①に適合するための省エネルギー措置については「千葉大学環境・エネルギーマネジメントマニュアル」に規定する下記の基準の中で検討を行い、検討記録様式にて各計算・検討結果と共に提出すること。

ア エネルギー配慮対象設計の基準 CHU488-1

イ エネルギー配慮対象設計検討記録様式 CHU488-2

5) 闊達な交流の促進に配慮した居住性の高い施設

- ① 闊達な交流の機会が、自然に生まれるよう人と人の出会いの場を積極的に創り出す空間構成とすること。
 - ア 各階には、利用者が誰でも自由に利用できるインフォーマルな集いや談話ができる場(コーナー、アルコーブ等)を設けること。
 - イ 活発な教育研究活動の気配が感じられる空間とすること。そのためには、廊下と研究室及 び実験室の間は、室内外の人の気配や研究活動の様子が相互に伝わるよう工夫すること。
 - ウ エントランスギャラリー、交流スペース等は、研究成果の展示や交流を行う場として利用 できる空間を設けること。
 - エ 将来の教育研究活動の展開を支えるフレキシビリティの高い空間計画とすること。
- ② 利用者の長時間にわたる教育研究活動に快適性をもたらす施設とすること。
 - ア 利用者は、本施設と医学部附属病院等を行き来しているため、利用者の移動にストレスが 少ない施設とすること。特に、本施設の効率化を踏まえたコア計画(各階の主要廊下、階段、 EVの配置等を含む。)や縦動線計画(昇降機の設置台数、制御方法、待ち時間等を含む。) に十分配慮すること。
 - イ 居室における廊下や隣室からの防音性(遮音性)に配慮すること。
 - ウ 居室には、設備だけに頼らないで快適性が得られるよう、可能な限り自然採光と自然換気 を確保できる計画とすること。
- ③ 学内外の強力な連携・ネットワークを可能にする情報通信回線を整備すること。 学内LAN(事務系、診療系)について、セキュリティに配慮しつつ施設利用者がストレスなくLAN環境を活用できるように情報通信回線を整備すること。

6) 管理運営が容易な施設計画

- ① 誰にとっても操作が容易な機器とすること。 利用者が通常行う機器操作方法については、外国人利用者でも操作可能なものとし、操作説明書などの充実も併せて配慮すること。
- ② あらゆる利用者が安全を確保できる設備を備えること。 災害に迅速かつ有効に利用者が対応できるように、警報表示装置の発報を利用者が確認した 後、日本語だけでなく英語をはじめとする外国語による行動の指示を充実させること。
- ③ 耐候性やメンテナンス性、更新性に優れた素材の選定、空間計画、構造計画、設備計画とすること。

7) 安全・安心で快適な施設計画

- ① 施設の24時間稼働及び不特定の利用者に配慮し、安全・安心で快適な施設となる防災計画、 防犯計画、セキュリティ計画とすること。
- ② 化学薬品、病理検体、高圧容器、放射性物質など、取り扱いに危険を伴う物品を扱う施設として、安全に配慮した計画とすること。なお、危険物(高圧ガスを含む。)については、原則として、集中貯蔵は行わないで、法的規制のかからない範囲での分散配置とする。

(2) 配置計画

本施設の配置については、本施設の【参考図】に準拠すること。ただし、法令等と次に掲げる事項を遵守し、かつ、これら資料と比較して大学の利点を明確化できる場合には、他の提案も可能とする。なお、第1章の「4 参考図を提示する趣旨」を参照すること。

- 1) 計画建物は、いずれの面においても、周辺と調和を図る。
- 2) 特に、本施設の南側連絡道路、東側医学部附属病院、西側医薬系総合研究棟、北側運動施設、 事業場所周囲の法面等について、接続や隣接等の関係性について十分配慮する。
- 3) 職員駐車場は医学系総合研究棟の北側に整備すること。

(3) 建物基本計画

1) 本施設の基本プラン(ゾーニング・フロア構成・諸室構成)の要件

本施設の基本プラン(ゾーニング・フロア構成・諸室構成)については、本施設の【参考図】 に準拠すること。ただし、関連法令と次に掲げる事項を遵守し、かつ、これら資料と比較して大 学の利点を明確化できる場合には、他の提案も可能とする。なお、第1章の「4 参考図を提示 する趣旨」を参照すること。

- ① 各階に配置する室は、原則として、【別表1】、【参考図】と同じとすること。ただし、低層階(1階から4階)の管理諸室については、低層階において入れ替え等を行う提案も可能とする。
- ② 各諸室の室数は、【別表1】、【参考図】と同じとすること。各諸室の面積は、部屋数と延べ面積が減らないことを条件として、【別表1】の「要求部屋面積」に記載がある各諸室については、若干の増減(5%以内の増減とする。ただし、大学が要求する各諸室の什器備品等が納まり、使用に当たって問題ないことを条件とする。)を可能とし、【別表1】の「要求部屋面積」に記載がない各諸室については、入札参加者の提案によるものとする。
- ③ 建物高さは、都市計画等の規制及び平成29年8月に決定・告示される見通しである地区計

画を遵守すること。

- ④ 階高は、各諸室の天井高さ(基準天井高さは2.7 m以上とし、詳細については【別表1】 による。)を確保することを前提に、設備更新等のフレキシビリティを十分確保できる範囲で 設定すること。
- ⑤ 各諸室や廊下や階段、E Vホール等も極力外気に接し自然採光・換気を行えるように適所に中庭やメカニカルシャフト、吹抜を計画すること。なお、当該中庭やメカニカルシャフト、吹抜等を給排気や換気等で使用する場合には、当該中庭やメカニカルシャフト、吹抜等に十分な給気等が可能な構造とすること。
- ⑥ 縦動線はEVの稼働効率を踏まえ極力集約化すること。また、低層階の3階と4階には、講義室、会議室、アクティブラーニングスペース、エントランスギャラリー、交流スペース等を配置し、これらを自由にアクセスできる特別の階段を設けること。
- ⑦ 各諸室の開口部等に工夫を加えることにより、環境負荷低減に努めること。
- ⑧ 低層階の1階には、解剖実習室、法医解剖室、CAL、RI室等の関係諸室を配置し、これら諸室の機能上の特殊性に十分配慮すること。
- ⑨ 可変性や更新性に優れたフレキシビリティの高い構造計画、設備計画とすること。
- 本施設は、外部からの出入口及び各諸室の出入口に電気錠等のセキュリティを設けるが、E Vや階段等の縦動線部分には、原則としてセキュリティを設けないものとし、詳細については、 【別表2】、【別表6】、【参考図】による。
- ① 外観の全体デザイン、エントランス空間やエントランス回りのデザインについては、アカデミックな雰囲気がもたらされるとともに医学部の新しい顔(シンボル)となるようにファサードを含め配慮すること。
- ② 基準階の5階以上については、教育研究の拠点施設にふさわしい雰囲気のある計画とすること。
- (3) 基準階の5階で中央診療棟2階(T.P. 27.00m)と接続できる渡り廊下(内部廊下)を設置すること。渡り廊下の構造は、医学系総合研究棟・中央診療棟2階とフラットで接続し、有効幅2.5 m以上×天井高さ2.4 m以上とする。なお、中央診療棟は免震構造であり、中央診療棟側の免震エキスパンション工事も本事業に含むものとする。また、建築基準法上、本施設は医学部附属病院の増築として位置付けられ、渡り廊下の中央診療棟よりに通行に配慮した随時閉鎖式防火扉による異種用途区画を設置するとともに、自動扉も設置し、セキュリティに配慮すること。渡り廊下は外光を取り入れた明るい雰囲気とすると共に医学系総合研究棟と中央診療棟を結ぶにふさわしいデザインとする。なお、中央診療棟とは別棟になるように避難経路を計画すること。
- ④ 4階で、本施設のエントランス部分から外部を通って雨に濡れないで基盤整備車路(別途整備)の接続部までアクセスできる屋根付きの連絡通路(有効幅3.0m以上)を設置すること。
- ⑤ 本施設のパンデミック時対応について、病院との行き来の多くなる医療関係者と、これら以外の学生や一般利用者の動線が混在しないよう動線計画に配慮すること。

2) 部位別建築・設備の要件

① 共通

- ア 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とすること。
- イ 経年による変形や著しい変色が生じないものとすること。
- ウ 色や質感については、自然採光や照明の効率性に配慮した計画とすること。
- エ 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止すること。
- オ 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行うこと。
- カ 外装、内装及び外構の仕上げグレード、材質及び色彩等は、それぞれの連続性やつながりに配慮すること。

2 内装

- ア 内装仕上げについて、各室が空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の 仕上げに統一する。特に、エントランス回り、EVホール、廊下及び階段等の共用部分に おいて、空間的に同一となる場合は仕上げの統一性に配慮すること。
- イ 同一空間内で同一部位に2種類以上の仕上げを使用する場合、切替え部分に見切縁を設ける等、意匠性や機能性を考慮し適切に処理すること。
- ウ サイン及び什器備品等を含めて、教育研究の拠点施設にふさわしく、かつ、質の高いインテリアデザインとなるよう計画すること。

③ 床

- ア 廊下、階段等はスリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。
- イ 床置きする各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、床面から突出させないこと。
- ウ 利用者の往来が予定される床面に EXP.Jを設ける場合は、通行や荷物の運搬に支障がないように配慮すること。
- エ 床面に空調吹き出し口を設ける場合は、壁又は窓際に設け、周辺の仕上げ材と調和させる。また、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮し、落ちた場合には拾える構造とすること。
- オ 【別表1】における床仕上げについて、タイルカーペット等は各室の空間にふさわしい 仕様とし、防汚性及び耐久性に配慮した材料のものを選定すること。

④ 壁

- ア 壁面に設置する各種設備機器 (消火器ボックス含む) は、法令等により規定のあるもの を除き、壁面に埋め込み突出させないこと。
- イ 縦樋やドレン等の縦配管は、外観上配慮する箇所は基本的に建物内に隠蔽とするが、容 易に点検及び清掃ができるものとすること。

- エ 搬入経路上に当たる主要部分は、コーナーガードを設けること。
- オ 移動間仕切りは、手動式で可動しやすいとともに、当該居室の用途に適した遮音性(天 井裏共)を有するものとし、収納時に設置室の利用を妨げないよう配慮すること。
- カ ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版(一財) 日本建築 防災協会」を参考に対策を施すほか、強化ガラス、網入りガラス、合わせガラス等の採用、 飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラ ス面に衝突防止サインを設置する。
- キ ピクチャーレールを設置する場合は、アルミ押出既製品の中量用(25kg程度)とし、フック及びハンガーセット等付属金物付きとすること。

⑤ 天井

- ア 梁型、各種設備機器(目的上隠蔽することができない設備機器を除く)及びその横引き 配管は、天井内に隠蔽すること。
- イ 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口により点検できるようにすること。
- ウ 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のスパン割からのモジュールを設定して行う こと。
- エ スクリーンやプロジェクターを設ける場合は、天井埋め込みのボックスやカバー等により隠蔽すること。
- オ 4階吹き抜け部分の天井など、特定天井に該当する部分は、適用される法令等を遵守し、 必要となる措置を講ずること。また、特定天井に該当しない部分であっても、落下等の危 険が生じるおそれのある部分には、同様の措置を講じること。

⑥ 二重床

- ア 配線取出口はインナーコンセント取付タイプとし、すべてのパネルに1箇所程度設ける こと。また、取出口のカバーは容易に破損しないものとすること。
- イ 二重床の上には仕上げ材を張り、容易に張替えができるものとすること。
- ウ 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障をきたさないものとすること。
- エ 仕上げ材は端末機等の配置に応じて、配線取出口のカットを行うこと。

⑦ 建具関係

- ア 各室の使用内容に応じた計画とし、開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様等について は、指定されたもの以外は、各種条件において適宜設定すること。
- イ 日常行動及び交通・物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度 を有し、ぐらつきを生じさせないものとすること。また、経年による反りが発生しないよ うにすること。

- ウ 不特定多数の利用が想定される出入口は、支障となる段差を生じないようにし、容易に 開閉して通過できる構造とすること。
- エ 自動扉は、原則としてスライド自動扉とし、挟み込み防止や引込み部の巻込み防止等の 処置を行う。また、非常時開放装置を設けること。
- オ 外部に面する建具は、耐風圧性、水密性、気密性、遮音性、断熱性を有し、結露防止に 配慮した構造とすること。
- カ 内装等と一体となって、教育研究の拠点施設にふさわしいデザインとなるよう計画する こと。

⑧ 各室出入口

- ア 廊下から各室の出入口は、原則各スパンに1箇所かつ各室1箇所以上とするほか、【別表 2】による。ただし、実験室については、第2章 4 (3) 3) ②の実験室によること。
- イ 各室の機能・規模に応じ、利用者をはじめ収納家具、備品、間仕切りユニット、設備機 器等が台車等で搬入可能な有効寸法であると共に使い勝手を考慮した幅、位置とすること。
- ウ 鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行うこと。
- オ 形状は原則としてフラッシュ扉(ガラス入りを含む。)とし、同一空間内については高さを揃えるなど意匠バランスに配慮すること。開き戸はレバーハンドルとし、自閉装置付きで、原則シリンダー箱錠、サムターン付とすること。ただし、【別表2】に記載がある場合はそれによる。
- カ 設備関係諸室の遮音を考慮する室については、気密型とする。その場合、グレモンハン ドルとし、各居室やホール・廊下に面する部分は、取り外し式のハンドルとすること。

⑨ 外部出入口

- ア 外部出入口・搬入扉の上部には適宜庇を設置すること。
- イ 開き扉の場合は、外開きを原則とすること。
- ウ すべての風除室の扉は、ステンレス製の自動扉とすること。
- エ 屋上への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置することとし、その場合、容易に出入りできるよう適切に階段を設置すること。

① その他

- ア 点検口は、数量及び性能が設置目的の機能を満足しているものとし、寸法は、設置部位 に応じて点検が可能な大きさとすること。
- イ 防火設備は、空間の連続性や機能性を考慮し、必要に応じて感知器連動の随時閉鎖式と すること。
- ウ カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設けること。

- エ ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又は カーテンボックスを設けること。また、ブラインドボックス等は天井埋め込みとするなど、 露出しない構造を基本とすること。
- オ 建具と内部仕上げの取合い部は、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生がないものとすること。
- カ 開錠時間外においても郵便物や新聞を収受できるよう、北側1階防災センター付近の外 部出入口に郵便ポストを設置すること。ポストは堅固で鍵付きとし、錆の発生がなく、郵 便物が雨等で濡れない構造とすること。

3) 諸室別建築・設備の要件

各エリアの用途や補足事項等を以下に示す。また、主要な各エリアの室数・面積等の一般事項 及び内装や設備等の事項については、【別表1】から【別表7】による。

<共通諸室等>

① 廊下等

- ア 廊下と居室との間の扉を防火戸としないように防火区画を計画すること。欄間、扉、袖等 にガラス等を使い、内外の視覚的関係を保つこと。主要廊下の有効幅は2.0 m以上とし、 特に通行量が多い南北方向の廊下については、可能な限り有効幅を大きくすること。
- イ 極力外気と接するように廊下と吹抜等を計画すること。当該部分には開口部を設け、通風、 採光を確保すること。また本施設が高密度な諸室配置であることを踏まえ、廊下突き当たり となる部分より自然採光を得られるように計画するなど、極力閉塞感を感じさせない廊下の 計画とすること。
- ウ 居室内の声が、廊下に漏れないよう遮音に配慮すること。
- エ 消火器は、壁面隠蔽型の専用箱に収納すること。なお、消火器収納箱や屋内消火栓については表示サイン含めデザインにも配慮すること。
- オ 研究成果の展示等ができるように研究室等の廊下側壁面にはピクチャーレールを適宜配置すること。

② 屋内階段

屋内階段は、可能な限り自然採光が得られる部分に配置するとともに、出入口を常時開放型とすることで、自然採光・換気を廊下に取り入れること。なお、基準階は煙感知器連動の随時閉鎖式特定防火設備等による採光や通気に配慮した計画とし、低層階については、解剖実習室、法医解剖室、CAL、RI室等からの臭気対策及びセキュリティに配慮した計画とすること。

- ③ トイレ (男子、女子、多目的)
 - ア 多目的トイレを各階に設けること。
 - イ トイレは臭いが滞留せず、また掃除しやすい工夫を行う等、利用者の快適性の向上に配慮 すること。
 - ウ 女子トイレは、覗き見等の犯罪行為が発生しにくく、対処しやすい構造とすること。ド ア部分以外は、ブースの上端、下端ともそれぞれ、床又は天井仕上げ材との間に隙間をつく

らないこと。パウダー用カウンター・鏡等を適宜設けること。

エートイレ (男子、女子) については設置階の利用者の人数と利用特性に応じた便器・手洗器の個数を適宜設置すること。

④ ゴミ置場

- ア 各階に2箇所以上、ゴミ置場(各階ゴミ集積スペース)を設置すること。各階ゴミ置場は 一般廃棄物(可燃ゴミ、資源ゴミ(ビン・カン・PETボトル・古紙類))を扱うものとし、 分別集積が可能となるよう区分けすること。
- イ 医学系総合研究棟の1階北側屋外に、各階ゴミ置場に集積したゴミを回収し集積するゴミ 集積所の設置スペースを設けること。ゴミ集積所は、大学で別途整備する。

<基準階諸室等>

研究室

- ア 研究室は、電気設備、空調換気設備等について、将来的な間仕切りの変更後においても、 必要な箇所に容易に供給できるように1スパン毎に1個のスイッチ類・防災系統にするな どの措置を講ずること。
- イ 上下階に影響を及ぼすことなく設備や間仕切りの変更ができる構造とすること。
- ウ 研究室コンセント回路は、【別表1】から【別表7】を満たすとともに、予備遮断器2箇 所以上、スペース4箇所以上を見込むこと。
- エ 研究室の廊下に面する出入口の扉は有効開口幅1.2 m以上の親子開き戸とし、その他の 出入口の建具は、有効開口幅0.85 m以上の片開き戸とすること。

② 実験室

- ア 実験室には、避難に配慮し、廊下に面した出入口1箇所を含む2箇所以上の出入口を設けること。廊下から奥まった実験室など、廊下に面した出入口が設置困難な場合は、2箇所のうち1箇所の出入口は廊下に面した出入口を有する実験室に、残りの1箇所はその他の隣室に設けることを可能とする。
- イ 実験室の廊下に面する出入口の建具は、有効開口幅1.7 m以上の両開き戸(廊下側にアルコーブを設けて外開き)とし、その他の出入口の建具は、有効開口幅0.85 m以上の片開き戸とする。廊下から奥まった実験室など、廊下に面した出入口が設置困難な場合は、2箇所のうち1箇所の出入口は廊下に面した出入口を有する実験室に設けるものとし、その出入口の建具は、有効開口幅1.2 m以上の親子開き戸とし、その他の隣室に設ける出入口の建具は、有効開口幅0.85 m以上の開き戸とする。

ただし、実験室の廊下に面する以外の出入口の建具において、引き戸とする場合があるので留意することとし、詳細については【別表2】による。

- ウ 実験室は、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備等について、将来的な間仕切りの変 更後においても、必要な箇所に容易に供給できるように1スパン毎に1個のスイッチ類・ 防災系統にするなどの措置を講ずること。
- エ 上下階に影響を及ぼすことなく設備や将来的な間仕切りの変更ができる構造とするため、 供給系統(給水・ガス・電気)のシャフト類を実験室の廊下に計画すること。
- オ 実験室の排気装置の制御方法は、排気量と同じ量の外気を自動的に給気するシステムによ

- り各室内の静圧を常に一定に保つこと。また、実験用排気装置の排気相当分の外気導入については、指定がある部屋は温湿度及び陰陽圧の調整を行うこと。
- カ 計測や実験を行うため、他の実験装置や空調機等の振動に影響されない程度の床の性能を 保つこと。なお、精密実験機器等の振動制御については、振動制御は機器設置時に架台側で 対処する考えであることから、建物本体(躯体)での振動制御は必須ではない。
- キ 水漏れ、騒音、振動、臭気、粉塵、その他安全・衛生面に十分配慮すること。
- ク 実験室のコンセント回路は、【別表1】から【別表7】を満たすとともに、予備遮断器2 箇所以上、スペース4箇所以上を見込むこと。なお、単独での消費電力が1000VA以上 の機器及び実験台ユニットへ供給する電源は、それぞれ単独回路とすること。

③ ラウンジ

- ア ラウンジは、各フロアのコミュニケーション(談話や懇談)の場として、あるいは会議や ゼミの場として多様な使われ方を想定している。開放的でコミュニケーションの核となる部 屋となるように計画すること。
- イ 廊下に自然採光をもたらす重要なスペースとなるように、ラウンジと廊下の間には、ガラス壁、ガラス扉として計画すること。ただし、遮光できること。
- ④ セミナー室
 - ア 本施設内で実施するゼミや小規模の講演、講義、研究運営のための委員会、ミーティング を行うためのスペースとして計画すること。
 - イ 廊下に自然採光をもたらす重要なスペースとなるように、セミナー室と廊下の間には、ガラス壁、ガラス扉として計画すること。ただし、遮光できること。
 - ウ 壁の一面は壁面ホワイトボードとし、他の一面は投影が可能な壁面とすること。

<低層階諸室等4階>

- ① エントランス
 - ア 出入口はバリアフリーを考慮した仕様とし、スロープ、自動ドアを設けること。
 - イ 電気錠付夜間出入口を通常出入口と別に設けること。
 - ウ 風除室(セキュリティ機能付、防災センターとのインターホン)を設けること。
 - エ 防災センターで監視カメラにより来訪者を確認することができ、かつ、防災センターより 電気錠を解錠できること。
 - オ 傘立てや泥落とし床マット等、建物内に雨水・泥等が入ることを防ぐための設備を、機能性とデザイン面に配慮し設置すること。
- ② エントランスギャラリー
 - ア 研究成果の展示や交流を行う場として整備し、最先端研究を支える施設にふさわしい場とすること。なお、多様な展示形式に対応できるように、配置が変えられる展示パネルシステム(可動展示パネル、展示壁面等)、展示照明システム等を設置するものとし、詳細については入札参加者の提案による。
 - イ 展示の多くについては、外部からも見られるようにすること。
 - ウ 休憩やコミュニケーションの場とするとともに、最先端研究を支える施設にふさわしい場とすること。

③ 交流スペース

ア 交流スペースは、本施設全体での、あるいは低層階でのコミュニケーション(談話や懇談) の場として、あるいは会議やゼミの場として多様な使われ方を想定している。 開放的でコミュニケーションの核となるスペースとなるように計画すること。

④ 大会議室

ア 教授会等の会議に利用する。

イ 映像音響として室内にプロジェクター・天井吊下モニター・ワイヤレスマイク・AV収容 ラックを設置し、会議システムと連携できる機能を持つこと。

ウ 自然採光、自然換気ができること。ただし、遮光(電動)できること。

⑤ 中・小会議室

ア 映像音響として室内にプロジェクター・ワイヤレスマイク・AV収容ラックを設置し、演 台にて集中コントロールができること。また、調光制御も行うこと。

イ 自然採光、自然換気ができること。ただし、遮光(電動)できること。

⑥ 福利厚生施設

運営業務を参照のこと。

⑦ その他の諸室

防災危機対策室に設置される無線器用のアンテナ配線を屋上まで敷設すること。また、防災 危機対策室に設置されるコンセントのうち4箇所程度を、仮設電源機器対応とすること。

<低層階諸室等3階>

① アクティブラーニングスペース

ア 学生間の闊達な交流を促す場として整備し、最先端研究を支える施設にふさわしい場とすること。なお、多様な学習や交流形式に対応できるように、配置が変えられる学習・交流システム(机・椅子、可動仕切壁・掲示パネル・白板・スクリーン、照明・電源等)を設置するものとし、詳細については入札参加者の提案による。

イ 大空間を考慮した空調方式や吸音に配慮した仕上げとし、室内環境に配慮すること。

- ウ 80人以上に対応できる移動可能な什器類を設置すること。
- エ 器材室を設け什器類を収納できるようにすること。

② 講義室

ア 映像音響として室内にプロジェクター・天井吊下モニター・ワイヤレスマイク・AV収容 ラックを設置し、演台にて集中コントロールができること。また、調光制御も行うこと。

- イ 自然採光、自然換気ができること。ただし、遮光(電動)できること。
- ウ 車いす用の聴講スペースを設けること。
- エ 黒板 (白板)、掲示板等を設置すること。
- ③ 実習室1 (P2)・準備室

ア 映像音響として室内にプロジェクター・ワイヤレスマイク・AV収容ラックを設置する。 イ 黒板 (白板)、掲示板等を設置すること。

④ 中セミナー室

ア 映像音響として室内にプロジェクター・AV収容ラックを設置する。

- イ 自然採光、自然換気ができること。ただし、遮光(電動)できること。
- ウ 黒板 (白板)、掲示板等を設置すること。
- ⑤ グループ学習室・カンファレンス室
 - ア メディア管制室からの映像をモニターにて確認視聴できること。メディア管制室からの映像は各室で選択可能なこと。 収録可能なカメラ・マイクを設置すること。
 - イ 黒板(白板)、掲示板等を設置すること。
- ⑥ メディア管制室

メディア管制室からの制御により、各グループ学習室を2台の備え付けカメラでモニターできること。また、各グループ学習室をサーバーに録音・録画でき、モニター、録音録画する部屋は選択できること。

- ア 上記カメラのうち1台は可動式 (ズーム、パンも可能) であること。また、備え付けでない別のビデオカメラを接続して録音・録画することもできること。
- イ あらかじめ指定したスケジュールに従って上記の録音・録画ができること。(予約録音・ 録画)
- ウ 録音・録画データを付随情報(日時、場所、目的、対象、内容分類など)を記録できること。
- エ 録音・録画データを、付随情報を用いてキーワードで検索でき、検索結果から再生できること。
- オ 管制室と各グループ学習室で双方向の音声通信ができること。音声通信を行う部屋は選択できること。
- カ 録音・録画データをDVDなど外部出力することができること。
- キ 録音・録画データを10年間保存できること。
- ク 管制室からグループ学習室に映像教材やスライドの配信ができること。
- ケーグループ学習室間で双方向音声通信ができること。

<低層階諸室等2階>

① 研究室

基準階研究室に準拠すること。

② 実験室

基準階実験室に準拠すること。

- ③ 多目的 I T室
 - ア 出入口の扉は開扉時には壁内に収容され、全開時はその状態を維持可能なこと。また、閉 扉は自重にて自動的に行われること。なお、廊下側の壁面及び扉は素通しガラス等で窓を設 け、窓面積は可能な限り大きくとること。
 - イ 多目的 I T室の機能を満足する音響映像システムを構築すること。
 - ウ 多目的 I T室用A V設備: 天井にプロジェクター及びスピーカーを設置し、A V設備と接続すること。
 - エ 自然採光、自然換気ができること。ただし、遮光(電動)できること。
 - オ 黒板 (白板)、掲示板等を設置すること。

④ 大セミナー室

ア 出入口の扉は開扉時には壁内に収容され、全開時はその状態を維持可能なこと。また、閉 扉は自重にて自動的に行われること。なお、廊下側の壁面及び扉は素通しガラス等で窓を設 け、窓面積は可能な限り大きくとること。

イ セミナー室の機能を満足する音響映像システムを構築すること。

- ウ 多目的 I T室用A V設備:映像音響として室内にプロジェクター・天井吊下モニター・ワイヤレスマイク・A V収容ラックを設置すること。
- エ 自然採光、自然換気ができること。ただし、暗転(電動)できること。
- オ 黒板 (白板)、掲示板等を設置すること。
- ⑤ 大学院多目的スペース
 - ア 映像音響として室内にプロジェクターを設置し、大学院多目的スペースにはテレビ会議システムを設置し、プロジェクター及び音響と連携すること。
 - イ 黒板(白板)、掲示板等を設置すること。
- ⑤ 実習室

電気室上部に実習室を計画する場合には、漏水による事故防止に配慮して水を使用しないドライ仕様の実習室2を配置すること。

- ⑥ 共用サーバー室
 - ア 共通サーバー室に19インチラックを2基新設し、うち1基の共通サーバー室のラック内 に光スプライスユニット、うち1基のラック内にパッチパネルを設置すること。
 - イ 共通サーバー室ラック内の光スプライスユニットにEPS内HUBよりGI(OM3)ー4Cを2本引き込むこと。
 - ウ 共通サーバー室の19インチラック内にサーバー機器等電源としてケーブルタップ(抜止め設置極付)20口分を設置すること。
 - エ 多目的 I T室の情報アウトレットの二次側配線は、すべてサーバー室に設置するパッチパネルに接続すること。

<低層階諸室等1階>

- ① CAL関連諸室、解剖実習室関連諸室
- ② 法医解剖室関連諸室
- ③ RI関連諸室
- ※ 上記①、②、③の諸室については、【別表6】による。
- ④ 液体窒素充填スペース(屋外)
 - ア 屋外に液化窒素タンク(2,900L)を設置すること。
 - イ 監視装置、安全装置、計量装置等の液化窒素自動充填システムについては日本エアーリキッドDemasシステム盤と同等とすること。
 - ウ 監視盤によりあふれ、速度異常、酸欠検知等の監視を行うこと。
 - エ 充填スペースは外気に接するとともに、フェンス等により管理区画を設けること。
 - オ 警報等は防災センター(中央監視室)へ移報すること。

⑤ 防災センター (中央監視室)

自動火災報知設備、非常用放送設備等防災関係の監視・操作が容易にでき、かつ、監視者が 業務に支障をきたさないスペースを確保すること。

- ⑥ 設備室等
 - ア 日常点検のため、建物出入口とは別に直接至る経路を設けること。
 - イ 機器の更新時のため、機器の搬入経路を設けること。
 - ウ EPS・PS等は廊下から点検できる箇所に設けるものとし、施錠を行うこと。
- ⑦ 北側の主出入口(2箇所)はサブエントランスと位置付け、自動ドア・セキュリティ・風除 室を設置し、外構レベルと段差なく接続すること。

<その他の補足事項>

- ① 安全対策
 - ア 吹抜やバルコニー等については、手摺デザイン等も踏まえつつ落下防止に十分配慮した計画とすること。
 - イ 原則として、研究領域の実験室・研究室・事務室等には、什器・実験器具等の転倒防止を 目的として、開口部分以外のすべての壁面の適切な高さに1箇所、転倒防止用金具を取り付 けるための下地補強を巡らすこと。
 - ウ 緊急シャワー・洗眼シャワーはアルコーブ状の部分に配し、実験室数に応じて適所に配置すること。設置箇所数は、1階2箇所、2階4箇所、3階2箇所、基準階(5階から11階) 4箇所/階以上とする。
- ② メカニカルシャフト
 - ア メカニカルシャフトは、自然採光及び換気を取り入れる場として、本施設の居住性を高めるために必要不可欠な空間として計画すること。
 - イ 下層部まで自然採光を導き入れるよう十分に配慮すること。
 - ウ メカニカルシャフトに面して、実験室の外部設備用スペース (メカニカルバルコニー) を 設けることとし、機器のメンテナンスや更新に支障のないよう、メンテナンス用手摺の設置 など十分配慮すること。
- ⑤ その他
 - ア ICカード錠等
 - a 外部からの出入口及び各諸室の出入口等の施錠については、I Cカード錠(医学部附属 病院で使用しているのと同様の大学側が指定するシステム(マイフェアタイプA)とし、 管理用にシリンダー錠も併設)を設置すること。
 - b I Cカード錠システム(錠、I Cカード(1500枚)とともに、管理・登録機器等、一切のシステム機器を含む。)を整備し、供用開始時のすべての設定(カードの登録等を含み、システムが使用できる状態をいう。)を行うこと。なお、供用開始後の、新規発行、権限変更、使用停止等に関する登録業務は、大学が行うものとする。
 - c I Cカード錠は、施設利用者の権限を容易に登録、削除できるものとすること。権限は、 階毎、エリア毎、部屋毎に設定できるものとすること。
 - d 利用者が過度なストレスを感じることなく、円滑に入退館や入退出ができるように配慮

すること、また入退室者記録を行えること。

- e ICカード錠装置の故障表示及び操作機器等は、本施設4階の医学部事務室に主制御盤 及び本施設1階の防災センターに副制御盤を設置すること。
- f I Cカード錠によるセキュリティを前提とし、各諸室の扉横には、廊下側に室名札、I Cカード錠、掲示板等、室内側にスイッチ、空調コントローラー等が設置できるパネルを 設けること。なお、パネル詳細や建具デザイン等については入札参加者の提案による。ま た同上の仕組みについては、将来の室内空調や照明の入れ切れ等の変更に容易に対応できる計画とすること。
- イ 各諸室の窓 (廊下側のガラススクリーン等も含む。) には、ブラインド又はロールスクリーン等が設置可能なブラインドBOXとともにブラインド又はロールスクリーン等を設置すること。
- ウ 諸室間及び諸室と廊下との界壁は、遮音性と防火性に配慮した仕様(間仕切り壁の天井内まで設置)とすること。廊下側の扉は、原則として、開き戸とし、ガラス入り扉や廊下側ガラス窓を採用するなど室内と廊下の視認性を十分確保すること。

4) 外装

共通

- ア 施設全体にわたり統一感のあるものとし、主要な外装部分については、施設の使用期間中において経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がなく、大規模な修繕を必要としない計画とすること。
- イ 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した 計画とすること。
- ウ汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とすること。
- エ 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とすること。
- オ 各出入口には、その機能に応じて適切な大きさの庇を設けること。特に、4階エントランスには車寄せ機能に対応した庇とし、医学部の新しい顔(シンボル)としての意匠性及び耐久性等に考慮した計画とする。また、その他の庇においても、外観との調和に配慮した形状、仕上げとすること。
- カ 金属を使用する場合は錆や腐食等を考慮すること。

② 窓

- ア 原則として、自然採光、自然換気ができる室内環境に配慮した構造とし、極力FIX窓は 用いないこととすること。
- イ 断熱・気密等に配慮すること。
- ウ 日除け等の環境負荷低減を積極的に行うこと。
- エ 各諸室の外部に面する窓には網戸を設けること。
- オ メカニカルシャフト側の外壁面は、将来、配管・ダクト等を容易に貫通できる断熱性のあるパネル又は空調ダクト接続用ガラリ、あるいは同等の機能と性能を持ったしつらえとする こと。

③ 外壁

- ア 外壁のデザインは、周囲の既存建物や計画建物との調和や近隣からの眺望等に配慮すること。
- イ 外壁材は、耐候性に優れるとともに、雨だれ等による汚れ防止にも十分に配慮しメンテナ ンスの容易な素材の選定を行うこと。
- ウ ガラス面等の反射光害、部材の風切り音、ビル風による風害等の防止に配慮した計画とすること。

5) 屋上

- ① 屋上部分の緑化については、入札参加者の提案によるものとする。緑化を行う場合には、 自動潅水設備を備えるとともに、メンテナンスが容易な計画とすること。
- ② 屋上部分に太陽エネルギーを活用したシステムを設置すること。詳細については入札参加者の提案による。室外機等の景観上の遮蔽と防音のための目隠しを適宜設置すること。
- ③ 維持管理の観点から、屋上へは階段(安全性を考慮しできれば屋内階段とする。)にてアクセスできるものとすること。
- ④ 利用形態や維持管理等に応じて、適宜手摺りを設置する。手摺りの位置、形状、材質及び 色彩等は、耐久性・景観性に配慮すること。
- ⑤ 歩行用に適し、耐久性及び水密性を考慮した防水とすること。
- ⑥ 各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修の容易な工法とすること。

6) 屋外建物案内板 屋外揭示板

- ① 屋外案内板は、自立看板で、W500×H1,850mm程度のものとし、連絡道路や連絡 通路の出入口付近や北側玄関付近の分かりやすい位置にステンレス製焼付塗装で3箇所以上 設けること。
- ② 屋外掲示板は、鍵及び照明付きで、W3,000×H2,100mm程度のものとし、4階エントランス周辺の建物出入口付近に2箇所設けること。構造は、堅固で錆の発生がなく掲示物は雨等で濡れないものとし、設置高さは概ね目線の高さとすること。
- ③ 案内板は、将来の組織変更に対応し、表示内容を容易に追加変更できるものとすること。

7) サイン

- ① 施設全体として、サインシステムや色彩計画、内装のしつらえ、アート及び家具等を活用 し、利用者が素早く正確に目的地へたどり着くことのできる分かりやすい誘導計画とすること。
- ② サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、デザインや仕様等の意匠性に統一性を持たせ、建築空間と調和した視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とすること。
- ③ 表記文字は、日本語と英語とし、日本工業規格 J I S Z 8 2 1 0 (案内用図記号) に規定 のあるものは、当該図記号も併記して使用すること。
- ④ サインは、館名板、総合案内板、各階案内板、室名板、各種誘導(注意)板、階段等の階数表示、ガラス面衝突防止サイン、学務事務室掲示板、アクティブラーニング掲示板、エレベーター内部フロア案内板その他を設け、利用者に分かりやすい施設とすること。

- ⑤ 各案内板は、将来の組織変更に対応し、表示内容を容易に追加変更できるものとすること。
- ⑥ 遺伝子組換え実験を実施する室は、その種類と拡散防止措置のレベルに応じ、当該レベル (微生物使用実験のP1レベルを除く。)実験中の旨を各室の扉に表示すること。
- ⑦ 具体的なサインデザインについては入札参加者の提案によるものとするが、「西千葉キャンパスサイン計画案について」を参照すること。

8) 外構計画

建築設計基準及び構内舗装・排水設計基準(ともに国土交通省大臣官房官庁営繕部)の最新版を参考に、機能性・安全性・環境保全性に配慮して、以下の外構施設を計画すること。

① 駐車場

- ア 医学系総合研究棟の1階北側に81台以上の職員駐車場(屋外平面駐車、管理用ゲートを 含む。)を設置すること。
- イ 医学系総合研究棟の1階北側に職員駐車場管理ゲート範囲外の2台分の身障者用駐車場 及び3台分の納品専用駐車場を設置すること。
- ウ 駐車スペースは5,000mm×2,500mmを基本とするが、全駐車台数のうち大型車 駐車場を10%程度、軽自動車については5%程度計画すること(小数点以下四捨五入)。
- エ 駐車区画線、矢印及び停止線等、路面表示を適切に行い1台毎に車止めを設置すること。
- オ 用途に応じた外灯 (照明)、防犯カメラ、維持管理用コンセント、給水を適宜設けること。
- ② 駐輪場、バイク置場
 - ア 医学系総合研究棟に隣接した1階北側に120台以上の駐輪場(平置型、転倒防止ラック付)を設置すること。
 - イ 医学系総合研究棟に隣接した1階北側に30台以上のバイク置場を設置すること。
- ③ 連絡橋(車寄せを含む。)、連絡通路等
 - ア 医学系総合研究棟4階南側のエントランス付近に歩行者用通路・車寄せ(庇付、待機及び乗降場)を設置すること。歩行者用通路・車寄せの全体間口は27m程度、歩行者用通路及び車寄せ斜路の幅員は適宜、待機台数は2台以上とすること。
 - イ 本施設の1階に、本施設の維持管理及び運営業務とともに、本施設への納品用等の車寄せ (庇付、待機(警察車両を含む。)及び搬出入場)を設置すること。
 - ウ 医学系総合研究棟の4階エントランス部分から外部を通って雨に濡れないで基盤整備車路(別途整備)の接続部までアクセスできる屋根付きの連絡通路を設置すること。連絡通路の幅員は3m程度とし、暴風にも配慮すること。
- ④ 構内道路、アクセス道路等
 - ア 医学系総合研究棟の1階の周囲に、駐車場、駐輪場、バイク置場等及び廃棄物置場等への アクセス用、本施設の維持管理及び運営業務用、本施設への納品用等の構内道路を設置する こと。当該構内道路の幅員はメイン車道6m以上、サブ車道4m以上、歩道は適宜設置する こと。
 - イ 本施設北側の市道(本町22号線)より本施設の構内道路までを接続するアクセス道路を整備すること。当該アクセス道路の幅員は車道5.5 m以上、歩道1.5 m以上とすること。ウ 車道は、安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通

しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置すること。

- エ 車道は、車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造で、車両が無理なく通行できる車路幅を確保し、舗装面への白線引きや案内標識等を適宜計画すること。
- ⑤ 舗装、緑地、植栽等
 - ア 本施設の4階及び1階において、車道、歩道の舗装とともに、緑地、植栽等を設置すること。
 - イ 本施設の整備に影響しない既存樹木は極力保全すること。なお、既存樹木を再利用する場合の工事期間中の仮移植先は、大学構外とすること。
 - ウ 工事に伴う既存樹木の撤去及び樹木の新設による緑地計画については、千葉大学キャンパスマスタープラン2017(亥鼻キャンパス)に沿って、キャンパス内並びにキャンパス外周部に豊かな緑地帯を形成するよう計画すること。
 - エ 施設整備に伴って既存樹木を撤去した場合は、これに替わる樹木を植栽すること。特に、 本施設の連絡道路の桜並木等の連続性について、これに替わる高木を植栽するなど、十分に 留意し提案すること。
- ⑥ 廃棄物置場等
 - ア 本施設の1階北側に、ボンベ庫、危険物保管庫を設置するスペースを整備すること。ボンベ庫等の設置は大学が行う。
 - イ 本施設の1階屋外北側に、廃棄物置場等を設置するスペースを整備する。廃棄物置場等の 設置は大学が行う。
- ⑦ 共同溝

【参考図】による。

⑧ 擁壁、法面保護、階段等

本施設の整備に伴って必要となる、擁壁、法面保護、階段(本施設の南西側の既存階段で4階レベルから1階レベルをつなぐ)等を設置すること。なお、擁壁については、安全性を確保しつつ、過大な構造とならないよう工夫すること。

9 雨水排水

駐車場、駐輪場、バイク置場、車寄せ、連絡通路等、構内道路、アクセス道路等、舗装、緑地、植栽等、廃棄物置場等、擁壁、法面、階段等の雨水排水を設置する。グレーチング等排水側溝の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とすること。

⑩ 用障、屋外サイン、外灯等

本施設の整備に伴って必要となる、囲障、屋外サイン、外灯等を設置すること。なお、これらのデザインについては、亥鼻キャンパス全体との調和に配慮するとともに、亥鼻キャンパスの新しいモデルとなるように計画すること。

① オイルタンク及びその付属設備(給油口、排気筒等)、消防用水、散水設備等本施設の整備に伴って必要となる、オイルタンク及びその付属設備(給油口、排気筒等)、消防用水、散水設備等を設置する。

② 多目的グラウンドとテニスコート

工事用地として使用したサッカー・ラグビーコートとテニスコートは、工事後に多目的(野球・サッカー・ラグビー)グラウンドとテニスコート(ハードコート5面以上)として使用できるように復旧すること。また、既存のサッカー・ラグビーコート東側にある防球ネットは、アクセス道路の西側に移設すること。なお、防球ネットが移設できない場合は、既存防球ネットの撤去処分及び新設とすること。また、テニスコートのフェンス及び周辺雨水排水についても既存のまま使用できる範囲のものを除き撤去・復旧すること。

9) 既存建物·工作物等

【資料5】を参照すること。また、その他の既存工作物等(舗装、縁石、囲障、埋設管、埋設配線、各種枡等を想定しているが、これに限らない。)が、本施設の整備により撤去等が必要な場合には、本事業の事業者の業務範囲において撤去、廃棄、切り回し、付け替え、代替整備等を行うこと。

(4) 構造計画

- 1) 建物は、地震等に対する保有耐力を十分に見込み、大地震動後も構造体の大きな補修を行うことなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとすること。
- **2)** 建物に必要な保有水平耐力の算定に当たっては、学校建物の安全性及び機能性を考慮し、建築 基準法施行令による重要度係数の値を1.25倍とすること。
- 3) 耐震安全性の分類は、人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設でかつ多数の者が利用する 施設とし、構造体をⅡ類、建築非構造部材をA類、建築設備を甲類とすること。
- **4)** 建物の基礎については、敷地や地盤の状況を十分に把握した上で、安全かつ経済性に配慮した 計画を行うこと。
- 5) 建築非構造部材をA類としているが、地震時の天井材や内装材等の損傷・落下等が生じないよう、構造体のみならず各種二次部材の安全性にも十分配慮した計画を行うこと。

(5) 建築設備計画

1) 一般共通事項

- ① 多様な実験・実習施設に対して、適切な室内環境を整えるとともに将来的な変化や発展性などを考慮し、更新性・メンテナンス性に考慮すること。また、各階で1箇所は、大型の設備機器、什器備品、実験機器等の搬出入用の開口を設置すること。
- ② 各種機器の寿命、騒音及び景観への配慮から、原則として、機器は屋内設置とすること。ただし、ドラフトチャンバー用排気ファン、スクラバーはこの限りではない。機器を屋外(屋上を含む。)設置とする場合には、必要な耐候性対策及び騒音対策を行うこと。
- ③ 風水害・落雷・停電・大火等の災害を考慮して計画すること。
- ④ 各種設備の集中管理パネル等を本施設1階の防災センター(中央監視室)に設置し、防災センター(中央監視室)、控室、資材保管室については、事業者(業務従事者等)が本事業の維持管理、運営業務のために無償で使用できるものとする。
- ⑤ 電気室、発電機室、サーバー室等については、直上階にトイレ等の水回りスペースがくることのないよう、平面配置に留意すること。計画上、直上階での水使用がやむを得ない場合は、

- 二重床を設け防水を施し漏水警報を設置するなど、漏水による事故防止に十分に配慮すること。
- ⑥ 各種機器や配管・ダクト類については、地震時の転倒防止、防振等に配慮し、適切な耐震措置を施すること。
- ⑦ バリアフリーに配慮した設備計画とすること。

2) 設備管理等

- ① 設備の管理
 - ア 本施設1階の防災センター(中央監視室)において、本施設内の機器類の運転・監視等を 行えるような計画とすること。
 - イ 計量データを可視化し、運用改善に資するエネルギー管理を行えるような計画とすること。
 - ウ 警報の種類を設備内容毎に、重警報と一般警報に分け、警報一括信号及び火災信号を既設 の門衛所に各種の警報表示盤を新設し移報する設備とすること。
- ② 技術者

原則として、有資格者の常駐を必要としない設備計画とすること。

3) 電気設備

- ① 一般事項
 - ア電線、ケーブル及び弱電ケーブルは原則としてエコマテリアル素材のものを選定すること。
 - イスイッチは名前付きとし、点灯範囲が明確な表示をすること。
 - ウ コンセントに分電盤名称、回路番号を表示し遮断器がトリップした場合速やかに対応できること。
 - エ 分電盤、端子盤等の盤名称については大学担当者と協議し決定すること。
 - オーコンセント、スイッチ等のプレートについては新金属製のものを選定すること。
 - カ 位置ボックスの固定は2点支持とし、プラグの抜き差しにより位置ボックスのがたつきが 生じないようにすること。
 - キ 分電盤、プルボックス等を屋外に設置する場合はステンレス製のものを選定すること。
 - ク 分電盤、受電盤、変圧器、バスダクト及びケーブルラックの据付、固定及び指示については、日本建築センター刊「建築設備耐震設計・施工指針」で設定される耐震クラスSを満たす設計用水平震度以上の施工方法とすること。
 - ケ 天井点検口は各居室最低2箇所(照明用ボックス、分電盤用)設置し、開口部に天井裏に ある機器の位置が明確な表示をすること。
 - 屋外、共同溝内、ピット内にケーブルラックを設置する箇所についてはその材質をHDZ35溶融亜鉛メッキ相当の耐食性を有するものを選定すること。地中埋設工事については可とう性防護管を使用する場合は難燃性のものを選定すること。

② 電灯設備

各諸室・共用部分等に設ける照明器具、コンセント等の設置及び配線工事、幹線工事を行う こと。 なお、居室内の照明器具は原則として昼白色の器具を選定すること。

ア 照度条件:【別表1】に記載の照度以上を確保すること。これに記載がない部分については、JIS-Z-9110-2011及び関連法規によること。

各居室の照度計算については什器等作業面、廊下等については床面の照度とし、壁面から

水平距離で30cm以内の部分を除外した有効面積の平均照度を計算することとする。

- イ 照明器具:原則として照明器具はLEDとし、公共型番に準ずる器具を選定すること。また、部屋の機能に応じクリーンルーム器具等を設置すること。器具は保守が容易な場所に設置することを原則とし、やむを得ず高所に設置するものは、メンテナンスが容易な場所から器具等を交換及び保守できること。
- ウ 調光:原則として連続調光とする。

調光対応のカンファレンスルーム等の下限照度はスクリーンの投影の支障のない程度の 減光ができるものとする。

蛍光顕微鏡を使用する暗室等については、主たる照明器具以外に少数の調光対応のダウンライトを設置するなどし、可能な限り減光ができる構成とすること。

- エ 法医解剖室、解剖実習室、CAL室等解剖台の設置された部屋については特に演色性に配慮した機器(Ra90以上)を選定すること。
- オ 非常照明:法的に必要となる場所に設置すること。
- カ 誘導灯:関連法規に基づき設置すること。
- キ 分電盤:共用部のEPS内に設置することを原則とすること。なお、各実験室の実験機器 用電源は、本事業における事業者の業務範囲とすること。詳細については【別表1】から【別 表7】による。二重床の居室の情報機器用電源は、原則として各室内に専用の分電盤を各々 設け給電すること。各分電盤内主幹部分に避雷器を設置すること。各室の電気容量は、部屋 の用途を考慮するとともに、【別表1】から【別表7】に記載する要求水準等や機器・備品 等の使用電力量を満たすこと。
- ク 実験室内ケーブルラック:約70㎡単位の実験室(プロジェクト研究スペース・医学部管理実験室を除く。)にはケーブルラック (W=300mmセパレータ付、パンチングメタル等)を敷設すること (廊下側及び両側壁面の三方とする)。
- ケ 実験室、研究室、その他諸室のコンセント:【別表1】から【別表7】のコンセントとは別に、使用する一般用のコンセントとして、20㎡に1箇所程度設置すること。実験器具用のコンセントは【別表1】から【別表7】に示すものを取り付けること。また、コンセントはすべて2口型接地極付とし、特に水を使用する機器の近傍に設置する場合は2口型接地端子付きとする。天井面に設置するコンセントは2口型接地極付抜止めコンセントとする。また、機器に隠れる場所への設置を避けるとともに、コンセント回路は2部屋にわたって配線しないこと。
- コ 共用部のコンセント:コンセントを適宜設置すること。
- サ 照明制御方式:点滅方式は、各居室については現場点滅方式とし、共用部は明るさ+人感センサーによる点滅方式とすること。効果的に照明の省エネルギー化を図れる方式とすること。スイッチの切り分けは窓側廊下側と最低2箇所以上の点灯区分を設定すること。
- シ 外灯:建物周囲、職員駐車場、駐輪場及び構内道路等に下記の通りの照度を確保できるよう適宜外灯を設置すること。なお、外灯は自動点滅器と共に深夜の減灯についても配慮すること。なお、器具は、大学の指定するものを採用すること。また、本事業に伴い既存の外灯等を撤去した場合には、代替設備を新設すること。

a 道路 3ルクス以上

b 駐車場車路 10ルクス以上

c 駐車場駐車エリア 2ルクス以上

d 駐輪場 3ルクス以上

また、建物南側の既存医学部本館と附属病院間の連絡道路については、既存外灯を撤去し、新たに外灯を設置するものとし、器具は【資料9】のAとすること。その他の外灯については、器具は【資料9】のB、Cとすること。

ス 電気室に切替盤を設置し、一般電源回路と発電機電源回路を切替できるようし、切替盤の 操作で停電時、仮設電源対応機器のコンセントを差替えることなく電源供給ができること。 なお、仮設電源対応機器は【別表1】、【別表2】とともに、【別表3】の仮設電源対応機器 欄による。

③ 動力設備

各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の設置及び配線工事、幹線工事を行うこと。

ア 動力制御盤:原則として機械室内に設置すること。

イ 実験用動力盤:各実験室の実験機器用への電源の供給は、その室内に実験盤を各々設け、機器に給電すること。各室の電気容量は【別表1】から【別表7】の負荷に対応する実験用電源を満たすこと。

ウ 電動機等を使用するものはコンデンサーを設置するなど力率改善を検討すること。

④ 幹線

電気室からの幹線は、耐震性軽量バスダクト等を考慮し、各階のEPS内に分岐用遮断器(バスダクトを計画した場合)を設置し、以降各盤まではケーブル敷設とすること。バスダクトを使用する場所は、上部に給排水系の設備や配管等水気を含むものを設置しないこと。

⑤ 受変電設備

ア 配線及び主回路の導体の色別は次の通りとすること。

- a 三相3線式:第1相 赤 第2相 白 第3相 黒
- b 三相4線式:第1相 赤 第2相 青 第3相 黒 中性相 白
- c 単相2線式:第1相 赤 第2相 白
- d 単相3線式:第1相 赤 第2相 青 第3相(中性相) 白
- e 直流2線式:第1相 青 第2相 白
- f 配線(1)分岐回路の色別は分岐前の色別による。
- g 配線(2)発電回路の第2相設置側の電線の色は黄色とする。

備考 三相交流の相は第1相、第2相、第3相の順に相回転するものとする。

- ア 既設特高受電棟の予備フィーダー $5\ 2\ F\ 3\ 1\ 2\$ 、 $5\ 2\ F\ 3\ 2\ 2\$ から共同溝を経由し $6\ .\ 6\$ k Vの 2回線受電とすること。詳細については【資料 $1\ 2$ 】による。高圧コンデンサーは不要とする。
- イ 本施設電気室は、送電に適する場所に設け、室内には将来の変圧器、遮断器等の増設スペースを確保すること。また、各居室には施設稼働後に電源の増設が必要となった場合に停電なしで電源増設ができるよう端子台を設置すること。

- ウ 本施設に電力監視設備を設置し、電力監視は既存附属病院エネルギーセンター棟電力監視 室においても確認できるようにすること。
- エ 低圧配電盤に専用のCTを設置し、大学で使用している電力計測システムにより各低圧盤 2次側の電力を計測し、その信号線を大学学内ネットワークに接続及び調整を実施し、大学 構内で本施設の電力使用量を確認できること。詳細については【資料13】による。
- オ 主要機器は以下による
 - a 高圧配電盤形式:閉鎖型
 - b 低圧配電盤形式:閉鎖型
 - c 遮断器:真空遮断器(電動バネ操作)
 - d 変圧器:モールド変圧器(当該年度のトップランナー基準以上のもの)
- カ 制御監視:電力監視システムには以下の内容の制御表示を行うこと。
 - a すべての遮断器について以下の制御監視を行うこと。
 - i 遠隔制御
 - ii 過電流警報表示
 - iii 地絡警報表示
 - b その他警報信号を種別毎に一括にて表示すること。
 - i 温度上昇
 - ii PF断
 - iii MCCBトリップ
 - iv 漏電
- キ 低圧に常時絶縁監視装置を設置すること
- ⑥ 静止形電源設備

受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること。

- ア 蓄電池: MSE形(長寿命型)とすること。
- イ 停電補償時間:10分間とし、自家発電設備併用とすること。
- ウ 直流電源設備容量:関連法規によるとともに、受変電設備の制御を行える容量とすること。
- ⑦ 自家発電設備

本施設の停電時に仮設電源対応機器及び給水ポンプへの送電用として整備すること。発電機 容量は、仮設電源対応機器、給水ポンプの負荷容量を満たすものとすること。

- ア 形式:屋内設置型とすること。
- イ 原動機:エンジン方式は設置場所・運転時間等を考慮し選定すること。運転時間は長時間型とすること。
- ウ 燃料備蓄:72時間以上連続して運転が可能な燃料を専用タンクとして設けること。
- エ 騒音:低騒音機器を設置すること。
- ⑧ 避雷設備

建築基準法に基づき新JIS基準にて整備すること。

⑨ 構内交換設備

ア 交換機: 既設電話交換棟電話交換機を利用する。回線については、本施設に必要な回線分

のパッケージの増設、交換機の改修は本事業にて実施する。

- イ PHS設備: PHS用基地局を設置し、本施設内全域を包含すること。PHS基地局、交換機接続のパッケージは本事業における事業者の業務範囲内とし、詳細については【資料19】による。PHS子機は業務範囲外とする。
- ウ 電話 2 次側配線:配管、配線及び電話アウトレット設置までを、本事業における事業者の 業務範囲とする。電話アウトレットの設置場所については、【別表 1】、【別表 2】による。
- エ 端子盤: EPS内設置を原則とすること。多くの電話アウトレットを設置する場所に関しては室内に端子盤を設置すること。端子盤は、盤内にセパレータを設け、他の通信設備と共用することができるものとする。
- オ 電話・PHSの追加工事に対する設定調整は、本事業における事業者の業務範囲とすること。

⑩ 構内情報設備

- ア 医学部附属病院外来診療B棟地下計算機室よりSM16C(事務系)及びSM8C(診療系)を本施設5階のEPSに引き込み、各階EPSに事務系及び診療系それぞれケーブルM MF(OM3)4Cを敷設すること。
- イ 本事業における事業者の業務範囲として、既存医学部本館に設置してある基幹スイッチのケーブルを医学部附属病院外来診療B棟地下計算機室に新設するサーバー用ラックに切り回す。切り回しケーブルは新設とし、新設の共同溝及び埋設管路により配線を行う。基幹スイッチの新設は大学工事、切り回しに伴う配線、基幹スイッチ用ラック、光成端箱、パッチパネル及びSCコネクターは事業者工事とする。
- ウ 各階のEPSに19インチラックを設置し、HUB・光成端箱・パッチパネルを設けること。各階HUB間の光ファイバーケーブル敷設するためのケーブルラックを整備すること。ケーブルラックの寸法については将来の増設を踏まえた寸法とすること。HUBは事務系は本事業における事業者の業務範囲内で、診療系は業務範囲外とする。
- エ 各階HUBより【別表1】、【別表2】に記載する場所へ2次側配管配線を行うこと。配線は、100mを超えない場所にHUBを配置すること。配線は、UTPケーブル(Cat6A)を原則とする。
- オ 情報用モジュラコンセントの設置種別は事務系、診療系とし、詳細については【別表1】、 【別表2】による。事務系と診療系の情報用モジュラはその色等で明確に識別できること。
- カ 学生が利用する居室については、適宜スイッチングハブを設置し使用するパソコンをネットワークに接続できるように整備すること。なお、教職員等が使用する居室については、スイッチングハブを設置することなく使用するパソコンをネットワークに接続できるように整備すること。
- キ 低層階各居室(研究室、実験室除く諸室)及び各階セミナー室、ラウンジには、大学が設置する無線LANアクセスポイントを設置できるような情報取出し口を設置し、無線LANアクセスポイントに必要な電源を各階EPSに設置するPoE給電スイッチングハブより導入できるようにすること。

情報取出し口の個数は各居室ともに座席数を利用人数と想定し適宜設置すること。面積の

大きい居室、利用人数の多い居室については最低4箇所以上の個数を見込むこと。

また、情報取出し口は、2個用スイッチボックス内に情報用モジュラプラグ(8極8芯) を設置し、表面にブランクプレートを設置したものとする。

- ク 本事業範囲の構内情報設備に関する維持管理業務を行うこと。
- ※ 詳細については、【資料14】から【資料20】による。

⑪ 拡声設備

消防法に定める非常放送及び業務放送兼用設備とし、本施設1階の防災センター(中央監視室)にアンプを設置すること。

- ア アンプ仕様:関係法規に定める内容を原則とすること。
- イ 回線数:非常放送は関係法規によること。業務放送機能は原則各階別とし室内とそれ以外 を分けることを原則とすること。
- エ スピーカー等: 天井埋め込み型を原則とし、部屋単位に壁付音量調整器を設けること。また、専用の映像音響設備を設置する部屋には非常放送カットリレーを設置すること。

迎 呼出設備

- ア 女子トイレ、多目的トイレ、女子更衣室に呼出押しボタン(防犯用)を設置し、廊下等共 用部に表示灯・ブザー・復旧ボタンを設置すること。 女子トイレはブース毎に押しボタン を設置すること。
- イ 表示盤設置場所は、本施設1階の防災センター(中央監視室)及び4階の医学部事務室に 設置すること。
- ③ テレビ共同受信設備

屋上に各種テレビアンテナを設置し、本施設内の直列ユニット設置箇所への配線を行うこと。 ア 設置アンテナ種別:地上波デジタル・BS・CSの各アンテナを設置すること。

- イ 直列ユニット設置場所:【別表1】、【別表2】による。
- ウ テレビの受信にあっては放送大学、千葉テレビが正常に受信できること。
- エ 分配器を使用する場合は、スペース部分に疑似抵抗を設置すること。

(14) 計量

- ア 計量区分については、各階毎、研究領域毎、プロジェクト研究スペース毎、低層階の法医解剖室、CAL室、RI室、福利厚生施設や事業者提案による運営業務(自動販売機等)毎に、使用した電力量の計量が行えること。
- イ プロジェクト競争スペース、福利厚生施設の部分に設置する電力量計は、計量法に基づく 検定済のものとすること。また、計量器は計量法に基づき更新を行うこと。
- ウ 検針については、集計を容易にできるよう配慮すること。

① 火災報知設備

関係法規に基づくとともに下記内容により設置すること。

- ア 受信機:GR型受信機(自動診断機能付)とすること。受信機設置場所は、本施設1階の 防災センター(中央監視室)とし、、既設の門衛所へ移報すること。
- イ 感知器:保守点検が容易な場所に設置すること。
- ウ 医学部本館守衛室にある火災報知設備等の監視機能を門衛所へ移設する。

- a 看護学部副受信機(63窓)について、副受信機を門衛所へ移設し、配線は看護学部事務 棟より直接門衛所へ引き込む(地中埋設)
- b 記念講堂(10窓)について、副受信機を門衛所へ移設し、配線は亥鼻記念講堂より引き 込む(地中埋設)
- c 真菌医学研究センター(10窓)について、副受信機を門衛所へ移設し、配線は真菌医学研究センターより引き込む(地中埋設及びピット内)
- d 図書館の表示盤(45窓)について、表示盤を門衛所へ新設し、配線を図書館より引き込む (地中埋設)。
- e 体育館(5窓)、サークル会館(2窓)、同窓会館(1窓)、医薬系総合研究棟1(1窓) について、門衛所へ受信機を新設し、配線を各建物より門衛所へ引き込む(地中埋設)
- f トイレ呼出: サークル部室、同窓会館の表示板を門衛所へ移設し、配線を各建物から門 衛所へ引き込む(地中埋設)。
- g EVインターホン (図書館、医薬系総合研究棟): インターホンを門衛所へ移設し、配線をそれぞれの建物から門衛所へ引き込む (地中埋設)。
- h なお、上記の引込みに当たっては、既設医学部本館を経由しないこと。
- 16 テレビ電波障害防除設備

本施設の整備に伴うテレビ電波障害の対策を行うこと。

- ア 対策範囲の確認:基本設計完了時までに障害発生範囲の想定を行い確認すること。
- イ 対策データ:着工前及び本施設の完成時に各種データを計測すること。
- ① 監視カメラ設備

監視カメラ装置を次の通り設置すること。

- ア カメラ設置場所は、建物外部に通じるすべての出入口、渡り廊下及び地下階段を必須とし、 その他必要な場所は事業者の提案とすること。
- イ モニター設置場所は、本施設1階の防災センター(中央監視室)とすること。
- ウ 録画の仕様:解像度460×480、画像レート5fps 以上、14日間保存できること。 なお、録画についてはエレベーターの防犯カメラも対象とすること。
- ⑱ 防犯設備(ⅠCカード錠)

2章4(3)3) <その他補足事項> ⑤ アのICカード錠等を参照すること。

19 映像音響設備

2章4(3)及び【別表1】から【別表7】による。

20 エレベーター設備

ア 台数及び仕様

用途(付加仕様)	積載量	速度	停止箇所	台数
乗用(車いす用)	1,150 k g (15人)	105m/min	11箇所以上	2台
人荷用(車いす用)	1,600 k g (24人)	105m/min	11箇所以上	1台
非常用(車いす用)	1,150kg(17人)	105m/min	11箇所以上	2台

イ仕様

- a 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(機械設備編)による。
- b 設計用震度は耐震安全性分類S₁₄とする。
- c 付加仕様として制御機能を有する。

停電時救出運転、地震時管制運転及び火災時管制運転を有すること。ピット冠水時管制 運転及び閉じ込め時リスタート運転については設置を検討する。

- d 付加仕様としての車いす用は以下の機能を有する。 かご内専用操作盤、かご内手すり、かご内鏡、かご内専用インジケーター、キックプレート、視覚障害者用装置
- e 人荷用として重量物運搬のため以下の要件を有する。 かご内寸法間口1,500×奥行2,500mm、床補強(台車想定)500kg/4点)
- f 本施設固有の付加仕様として以下の機能を有する。 遮煙機能付き乗り場戸、遠隔監視・遠隔診断機能、自動放送装置は日本語及び英語の二 か国語、インターホン親機は防災センター及び医学部事務室に設置、かご内に防犯カメラ を設置(映像記録は⑪監視カメラ設備による)

4) 機械設備

- ① 一般事項
 - ア 研究・実験等を行う各諸室を有効に確保すること。
 - イ 各諸室の設計条件は、【別表1】から【別表7】による。
 - ウ 使用する衛生陶器及び配管の管種については【資料26】、【資料27】を参照のこと。
- ② 空調設備
 - ア 対象室は、【別表1】、【別表2】による。
 - イ 設計温湿度:外気条件は下記による。

稼働時間	夏季		冬季	
	乾球温度(℃)	相対湿度(%)	乾球温度(℃)	相対湿度(%)
一般	34. 3	56. 4	2. 0	28. 9
2 4 時間系統	34. 3	56. 4	-1.2	41. 1

室内条件は、【別表1】及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以降ビル管法)を遵守するものとし、特殊条件については【別表1】から【別表7】によること。なお、ビル管法の対象範囲については千葉市と協議により決定すること。

- ウ 負荷計算に当たっては間欠空調による潜熱負荷(暖房時)及び、補正(能力、経年、温度、 冷媒管長)を採用する。
- エ 空調方式の計画に当たっては、本施設の基本理念や諸条件に則り、各室単位で任意に温度等の設定ができるものとし、実験室、R I 室関連諸室、法医解剖室、解剖実習室関連諸室、CAL関連諸室については、部屋毎の冷暖房切替えも自由に可能な方式を選定すること。
- オ 研究・実験装置等の機器発熱及び換気に伴う外気導入量を十分考慮し、使用量変化と最大

負荷に留意して空調機能力・仕様を決定すること。

- カ ドラフトチャンバー使用時の外気負荷は見込まないものとする。ただし、外調機の設置要望があった場合には対応できるよう、スペース等の確保をしておくこと。
- キ 実験室の冷房負荷については、【別表1】から【別表7】に記載の発熱機器の発熱量を見 込んだ機器を設置のこと。
- ク 研究室、共用スペース、管理系統等は、それぞれ系統を分けること。
- ケ 実験室、冷凍庫、冷蔵庫保管室等の年間冷房室については、他と系統を分けること。
- ③ 換気設備
 - ア 対象室は【別表1】、【別表2】による。
 - イ 換気方式
 - a 「ビル管法」を遵守すること。ビル管法の対象範囲については千葉市と協議により決定すること。
 - b 研究室や各居室については、全熱交換器付換気設備(普通換気付)を標準とすること。
 - c 実験室の換気量は、法令による換気量及び利用人員による換気量(30 m²/h・人)を 比較し多い方により定めること。
 - d 【別表1】から【別表7】に記載されているドラフトチャンバーの排気は、主として有機系を想定し、適切なダクト材質の選定及び排気処理を行うこと。なお、当該ダクトと排気処理(スクラバー)の設置は本事業の工事範囲内とする。
 - e 【別表1】から【別表7】に記載されていないドラフトチャンバー対応については、実験室1ユニット(1スパン)に1台のドラフトチャンバーの設置を想定し、給気についてはダクト、VDをドラフトチャンバー設置予定位置に用意すること。また、屋上スクラバー設置場所と屋上までのダクトルートを確保すること。なお、当該ダクトと排気処理(スクラバー)の設置は本事業の工事範囲外とする。
- ④ 排煙設備

建築基準法による。できる限り自然排煙とすること。

- ⑤ 自動制御設備、監視設備
 - ア 本施設 1 階の防災センター (中央監視室) に監視盤の警報を一括表示する盤を設置し、空調(監視盤別一括)、衛生(各水槽満減水警報、p H 異常警報及び監視盤別一括、各種排水処理設備警報)、その他主要設備毎の一括警報を表示すること。集中管理パネルに、各設備方式に応じた適切な監視盤を設置すること。また、当該一括警報を、既設の門衛所へ移報すること。
 - イ 計量については、電気設備の⑭計量に準拠すること。なお、時刻別の計量データを別媒体 等に保存可能とし、エネルギー管理ができる機能を有すること。
 - ウ 各室空調機は、本施設1階の防災センター(中央監視室)の集中管理装置により、電力・ ガス消費量の出力を行えるようにすること。
 - エ 中央監視モニターの大きさや監視盤の意匠は電気設備と統一性を図ること。
 - オ 医学部本館守衛室にある監視設備等の監視機能を門衛所へ移設する。
 - a 井水受水槽ポンプ室からの一括警報

- b 県水受水槽ポンプ室からの一括警報
- c 屋内消火栓ポンプユニットからの一括警報(井水受水槽ポンプ室設置)

⑥ 衛生器具設備

ア 衛生器具の形式

- a 衛生器具は、公共施設を配慮した仕様(形式、色)を選定すること。
- b 室の使用状況、内装の程度によって適宜仕様を選定すること。
- c 清掃等維持管理に配慮して器具を選定すること。
- d 大便器については、洋風とし、小便器も含め壁掛けとすること。
- e 省エネルギーに配慮した自動水栓、自動洗浄弁、節水型器具とすること。
- f 大便器については、温水洗浄便座を設置すること。
- g 女子トイレの各ブースには擬音装置を設置すること。
- h 多目的トイレには、オストメイト設備を設置すること。
- i 一般のトイレには、小便器、大便器、手洗器それぞれ1箇所には手すりを設置すること。

⑦ 給水設備

ア 給水負荷

- a 研究・実験等を行う各室の規模を考慮し、使用量変化と最大負荷に留意して仕様を決定すること。
- b 給水負荷算定に当たっては、水使用時間率と器具給水単位による方法による。

イ 給水系統

- a 給水系統はビル用水法、工業用水法、千葉市環境保全条例を遵守すること。
- b 供給系統は、県水(飲料水)、井水の2系統とすること。井水の用途は原則として実験 用水とする。
- c 県水(飲料水)系統、井水系統ともに受水槽を設け、加圧給水装置にて必要箇所に供給すること。加圧給水装置については停電時に自動で自家発電回路の電力供給を受けられる設備構成とすること。水槽には、緊急遮断弁を設置すること。
- d 県水、井水とも受水槽は2槽式とすること。
- e 屋外、屋上に、県水(飲料水)、井水を設置すること。
- f 計量については、電気設備の⑭計量に準拠すること。なお、計量は、県水、井水毎及び 加湿給水、空調補給水毎に行うこと。
- ウ 将来用として実験室は1スパン(約70㎡程度)に県水、井水それぞれ1箇所をPS内で 分岐してバルブ止めにて用意すること。
- エ 福利厚生施設は県水、井水それぞれ1箇所とし、天井下バルブ止めにて用意し、計量が行 えること。

⑧ 排水設備

ア 排水系統

a 排水の種類は、一般排水 (汚水、雑排水)、実験排水、感染排水、R I 排水、空調ドレン、雨水排水とし、それぞれ屋内分流とすること。各室からの排水は、系統毎に廊下側パイプシャフト (空調ドレン管についてはメカニカルシャフトも可とする。) に設置する各

種排水縦管へ接続する。また、将来の排水用途変更に対応できる接続口を各階に設けること。

- b 福利厚生施設の厨房排水については、取り扱う調理等により必要な場合には、グリーストラップを設置すること。
- c 屋外排水においては、汚水・雑排水合流方式とし、【資料25】に示す屋外排水管に接続し、公共下水道へ放流すること。
- d 雨水流出抑制を行うこと。対策量は千葉市雨水流出抑制基準(平成27年4月)による。 また、屋根降雨水を集水し、植栽散水等への雨水利用を行うこと。
- イ 実験室の排水はすべて実験排水系統とし、1 スパン(約70 m²程度)に3箇所の予備排水口(ねじ接続が可能な形状)を用意すること。
- ⑨ 給湯設備
 - ア 給湯負荷:実験等施設の規模を考慮し、使用量変化と最大負荷に留意して仕様を決定する こと。
 - イ 供給箇所は、【別表1】、【別表2】よるほか、給湯室、多目的トイレ(オストメイト対応) とすること。
- ⑩ 消火設備消防法等関係法規に基づき本施設単独で消火設備を設置すること。
- ① 都市ガス設備
 - ア 都市ガスの種類:都市ガス(13A 発熱量 45MJ/N㎡低圧)
 - イ 供給簡所:【別表1】、【別表2】によること。
 - ウ その他:建物導入部の緊急遮断弁、ガス漏れ警報器(ピット内、設備室内)等の設置を行い、安全性を高めるとともに、本施設1階の防災センター(中央監視室)の集中管理パネルにおいて管理ができるようにすること。ガス漏れ検出器の位置は、維持管理しやすい場所とすること。
 - エ 実験室は将来供給可能なように、各室廊下側 P S 内にてコック止めとし、ガスメーター設置位置を想定しておくこと。
- ② 特殊ガス設備(高圧ガス設備)
 - ア 供給:実験用ガスの供給は、ボンベ対応とし、搬入口・設置場所を検討すること。
 - イ 緊急排気等の安全対策を講じること。
- ③ 雨水利用設備
 - ア 屋根降雨水を貯留し、ろ過・滅菌後、植栽散水等への雨水利用を行うこと。
- 4 その他
 - 計量システムの設置において、空調室内機については累積運転時間の把握ができるようにすること。

5 各エリアの要求水準

各エリアの面積・室数等の一般事項及び内装や設備等の事項については、【別表1】から【別表7】による。

6 各業務の要求事項

(1) 共通

- 1) 業務の詳細及び当該工事の範囲について、本施設担当者及び使用者と連絡をとり、かつ十分に 打合せをして業務の目的を達成すること。
- 2) 本事業担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を遂行すること。

(2) 本施設の施設整備業務に係る事前調査業務(土壌汚染調査とともに大学が提示する以外の地質 調査等を含む。)及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

1) 地質調査等

本施設の整備業務に必要と判断した場合は、事業者が地盤調査を行うこと。

2) 土壤汚染調査

- ① 事業者は、大学が事前調査として平成29年2月に実施した「土壌履歴調査結果報告書」(【資料32】を参照のこと。)を参考に、「千葉市土壌汚染対策指導要綱」に基づき「千葉市土壌汚染調査・対策指針」で定める基準に従い、事業場所の履歴調査を行い大学に調査報告書を提出すること。
- ② 履歴調査の結果、土壌の汚染があり、または汚染のおそれがあると認められるときは、「千葉市土壌汚染調査・対策指針」で定める基準に従い、事業場所の土壌について概況の調査(【資料33】を参照のこと。)を行い大学に調査報告書を提出すること。
- ③ 概況調査の結果、土壌の汚染があり、または汚染のおそれがあると認められた場合は、大学 担当者と協議すること。

(3) 本施設の施設整備業務に係る設計業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

1) 業務範囲

- 設計業務
- ② 設計業務の実施に伴う大学との調整業務
- ③ その他設計業務を行う上で必要となる業務

2) 要求水準

- ① 設計を行うに当たっては、特にキャンパス計画に係る事項において積極的な提案を行い、鳥 瞰・外観・内観 C G パース・スタディ模型等を提出するなどをし、大学 (キャンパス整備企画 室を含む。) との前向きな協議を行うこと。
- ② 業務の進捗状況に応じて、業務の区分毎に大学担当者及び使用者に什器図面、総合図、什器 配置図面、CGパース、設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せを行い基本 設計完了前までには、使用者の理解を得ること。
- ③ 各室(エリア)の設計に当たっては、建築、電気設備、機械設備、什器備品類、大学調達物品、既存物品を含めた総合的な図面を作成し、十分な打合せを行い使用者の理解を得ること。
- ④ 仕上げ材の選定に当たっては、複数案をパネル等に添付し、大学の確認を受けること。
- ⑤ 本業務は「国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添一の1の二のイ」に準拠し

て行うものとし、工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。なお、建設工事着手後に実施設計図書の変更を行う場合に作成する設計も同様の内容とする。また、建設工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務は「国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添一の1の三に準拠して行うものとする。

- ⑥ 設計の各完了時において、要求水準及び事業者提案と設計成果を比較した設計条件整理表 (変更項目がある場合は変更理由、議事録、総合図(プロット図)、変更前後の変更箇所を明 記した図面等を添付すること。)を作成し提出すること。
- ⑦ 機器型番などの各項目は、維持管理業務、施設管理台帳、長期修繕計画に必要な項目を保全 履歴データにて作成し提出すること。
- ⑧ 設計図書等の表記方法については、大学担当者と協議すること。

3) 提出物

- ① 設計完了時には設計図書を大学担当者に提出し、確認を得ること。提出する設計図書は、工 事施工及び工事費積算に支障のないものとし、詳細については事業契約書(案)によるととも に大学担当者と協議すること。
- ② 提出する設計図書は下記による。
 - ア 基本設計図書(基本設計図面・同説明書/提案書をベースにして作成することも可能とする。)
 - イ 詳細設計図面
 - ウ 避難安全検証(避難安全検証法を適用した場合)
 - 工 構造計算書
 - 才 機械設備計算書
 - カ電気設備計算書
 - キ 各種省エネルギー計算書
 - ク 什器類仕様書
 - ケ 什器類図面
 - コ サイン・色彩計画書
 - サ 打合せ議事録
 - シ 工事費内訳明細書
 - ス 完成予想透視図(A3版以上、外観3カット以上、内観4カット以上、フレーム付きCG の場合はデータも提出)
 - セ 模型(全体及び重要な部分の検討用模型、全体の展示用模型(台座・アクリルケース付、 着色された1/300のスケールとする。))
 - ソ 設計条件整理表等
 - タ その他必要となる書類等

(4) 本施設の施設整備業務に係る建設工事及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

1) 総則

① 施工計画の条件

- ア 整備手順については下記の通りとする。
 - a 計画上支障となる既存工作物等(野球部物置はグラウンド内の大学指定場所(サッカーコート西側)に移設(基礎取設を含む。))及び既存樹木の撤去、伐採又は移植、既設埋設配管の切り回し工事
 - b 本施設の建設工事
 - c 北側アクセス道路の整備に伴うもの。別途工事(予定)にて仮設道路等の設置のため、 先行して一部撤去等するテニスコート・サッカー兼ラグビーコート(ゴール・ポールを含 む。)・防球ネット・フェンス・排水溝等について、仮設道路・資材等の撤去後に大学と協 議の上、部活動で使用可能な状態までの復旧工事
- イ 工事期間中は亥鼻キャンパス内の建物及び近隣住民等への騒音・振動、プライバシー保護、 排煙、採光、換気等に十分な配慮を行う。
- ウ 施工時間について、夜間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」(昭和23年7月20日 法律第178号)に規定する休日に工事を行おうとする場合は、大学に事前に報告する。な お、大学入試センター試験及び個別学力検査等(前期・後期日程)の実施日は工事中止等の 措置をとる場合がある。
- エ 埋蔵文化財については、万が一出土した場合には影響を与えないように工事を一時中止し 大学に報告する。
- オ 工事用電力、光熱水費等については、事業者の負担とする。
- カ 現場事務所等の使用に伴うもの。工事期間中における作業員詰め所等を含む現場事務所は、 周辺環境に十分配慮した配置計画とする。また、働きやすい現場環境に配慮した快適なトイ レ等の設置を行う。事業場所以外については大学の許可の上、使用することができる。
- キ 工事期間中は亥鼻キャンパス内の建物及び近隣敷地の周辺施設への車両、歩行者の交通に 配慮する。
- ク 工事用車両の搬入経路は、原則として亥鼻キャンパス北側の市道(本町22号線)からとし、事業場所までの経路は、別途工事で先行して、使用に伴う既存工作物等の撤去や仮設道路の設置、安全措置を行うこととなっており、仮設道路の使用については別途工事(予定)の事業者とかかる費用等について協議すること。なお、亥鼻キャンパス南側の市道から事業場所までの経路については、大学と協議するとともに、使用に伴う仮設道路の設置や安全措置を行うものとする。
- ケ 工事場所における警備を適切に行う。
- コ 隣接する医学部附属病院の別途工事(予定)と十分に協議調整を行う。
- サ 計画上支障となる既存建物・工作物等の解体については、基礎も含めすべて解体・撤去・ 処分し、既設の埋設配管については、継続的に使用する配管は大学と協議の上切回す。なお、 事業範囲外であっても工事(仮設工事を含む。)に伴い現況復旧を要する等、事業に係る箇 所は事業範囲に含むものとする。
- シ 計画上支障となる樹木については、移植、伐採・伐根とも可能とする。
- ス 建設発生土は、構外に搬出し関係法令等に従い適切に処理すること。

② 住民対応

- ア 建設工事に先立ち、周辺住民に対し工事の説明を行うこと。
- イ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情そ の他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理をすること。

③ 安全対策

- ア 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう、 万全の対策を行うこと。
- イ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と 打合せを行い、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分な配慮を行 うこと。

④ 環境対策

- ア 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下・水害等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な 対策を行うこと。
- イ 周辺地域に万一上記悪影響を与えた場合は、苦情処理等事業者の責任において処理すること。
- ウ 近接する建物での業務や研究及び附属病院の患者の治療、療養等、大学や附属病院の運営 に支障を与えないよう配慮すること。

⑤ 既存環境の保護

- ア 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損を した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- イ 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した 場合には、事業者の責任において対応を行うこと。

⑥ 施工管理

- ア 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って 工事を実施すること。
- イ 大学担当者による工事現場の確認に対応することとし、施工状況について説明を求められ たときには速やかに回答すること。
- ウ 大学担当者に対し、定期的に工事施工管理状況の報告を文書にて行うこと。
- エ 工事完成時には、施工記録を整備し大学担当者に提出すること。
- オ 大学が別途発注する施工上密接に関連する工事や機器・備品等の業務がある場合は、工程 等の調整を十分に行い、本工事及び本事業全体について円滑な施工に努めること。

⑦ 廃棄物の処理

- ア 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分 すること。
- イ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を 図ること。

⑧ 化学物質の濃度測定

ア 居室の室内環境について、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ス

チレン等の揮発性有機化合物の室内濃度を「学校環境衛生の基準」値以下であることを確認 し、大学に報告すること。

(9) その他

ア 工程については、無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に実施されるよう管理すること。

イ 事業者は、各種設備・備品等の点検・試運転を行い、本施設の使用開始に支障のないこと を確認すること。

(5) 本施設の施設整備業務に係る工事監理業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

1) 基本的考え方

工事が実施設計図書及び工事工程に基づき適切に実施されるよう監督し、実施されていることを確認する。特に、既存施設を運営しながら、かつ、隣接施設を工事しながらの工事となるため、 工事施工者に対する工事現場の安全管理について適切な助言、指導を行うことにより、工事の円滑かつ適切な進行を図ること。

2) 業務範囲

- ① 工事監理業務
- ② 工事監理業務の実施に伴う大学との調整業務
- ③ その他工事監理業務を行う上で必要となる業務

3) 要求水準

- ① 実施設計図書に基づき、所定の性能及び品質が確保されているかを入念に監理すること。特に見え隠れになる部分については、後日、品質の確認が可能となる監理を行うこと。
- ② 施工方法や施工時期等、工事監理を行う上で、大学と協議が必要となる場合は、速やかに協議を行うこと。
- ③ 工事施工者に対して工事現場の安全衛生管理について助言を行い、また、その確認を行うこと。
- ④ 本業務は「国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添一の2の一及び別添一の2 の二」に準拠して行うものとする。
- ⑤ 建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者で、業務に必要な能力、資質、資格を有す る人員を適切に配置すること。
- ⑥ 定期的に大学に対して工事及び工事監理の状況を報告すること。
- ⑦ 事業者は大学が要請した場合には、工事及び工事監理の事前説明及び事後報告を行うととも に、工事現場での工事及び監理状況の説明を書面等により行うこと。
- ⑧ 近隣対応や官公庁との協議等に関し、必要に応じて大学や工事施工者に協力すること。また、 大学から協力や助言を求められた場合は、速やかに対応すること。

(6) 本施設の施設整備業務に係る周辺家屋影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

1) 基本的考え方

大学、医学部附属病院利用者及び近隣住民の安全や財産に対する工事上の影響を防止し、本事業の円滑な遂行を図ること。

本業務の実施に当たっては、以下に示す内容のほか、事業者の責任において、対策範囲、対策方法を選定し、適切に対応すること。

2) 業務範囲

- ① 周辺家屋影響調査・対策業務
- ② 周辺家屋影響調査・対策業務の実施に伴う大学との調整業務
- ③ 周辺家屋影響調査・対策業務を実施する上で必要なる関連業務

3) 要求水準

- ① 以下の内容を含む必要な調査を適切な方法により実施し、必要かつ適切な対策を講じること。
 - イ 臭気

ア騒音、振動

- ウ埃
- 工 渇水
- 才 風
- 力 車両通行
- キ 歩行者交通
- ク 上記アからキのほか、各工事に関連して必要と判断される調査等
- ② 大学が主催する説明会等を開催する場合にあっては、その補助を行うこと。
 - ア 説明会資料の作成及び説明会への出席
 - イ その他必要な補助

(7) 本施設の施設整備業務に係る電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

事業者の責任において、対策範囲、対策すべき電波、対策方法を選定し、適切に対応すること。

- (8) 本施設の施設整備業務に係る各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
 - 1) 建築基準法並びに関連法規、条例など、工事開始まで必要な各種申請業務を行うこと。
 - 2) 官庁協議及び消防協議の結果は、必ず書面にて報告すること。

(9) 本施設の施設整備業務に係る引越業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

- 1) 引越に関する事項
 - ① 指定する什器備品等の引越元、引越先については、【別表4】で示すので、参照すること。 適宜、据付状態を解除した上、梱包を行うこと。輸送・据付後、電気、水道、ガス管等との接 続が必要な備品等については接続を行い、動作に差異のないことを確認すること。当該備品等

- の梱包材は開梱後、廃棄すること。ただし、段ボール箱に封入した書籍等の備品等を除く。
- ② 建物の搬出及び搬入経路について、損傷防止措置を講じること。
- ③ 引越什器備品等のうち、地震の際に転倒・落下のおそれがあるものは、適切な防止措置を講じること。

2) 留意事項

- ① 大学担当者との打合せは、事業契約締結後適宜開始し、綿密に行い、漏れ等がないようにすること。打合せの際は引越行程表・運搬経路計画表・配置図を作成し、大学担当者の了承を得ること。
- ② 本事業とは別途に大学が行う引越業務、備品等調達業務は、原則として、本施設の完成・引渡し日(平成33年3月31日)までの平成33年1月中旬から3月にかけて行い、学生及び教職員等の移転は、原則として、本施設の完成・引渡し日(平成33年3月31日)までの平成33年3月に行うので、選定事業者は、大学との打合せや協議に対応し、当該業務の円滑な実施に協力(スケジュール調整を含む)するものとする。また、上記1)の②の措置は、当該作業についても使用できるようにすることとし、条件については、当事者間の協議によるものとする。
- ③ 大学担当者との打合せ内容に基づき、事前に関係教職員向けの説明会を実施すること。その際、障害発生時の連絡体制を明らかにすること。
- ④ 移転中の大学及び第三者に対する損害については、選定事業者が責任を負うこと。ただし、 大学が責任を負うべき合理的な理由がある場合は、この限りではない。

(10) 本施設の施設整備業務に係る備品等調達業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

1) 備品等調達に関する事項

- ① 調達する什器備品等の参考情報 (メーカー名、型式、サイズ等) 及び数量については、【別表5】で示すので、同等以上の什器備品等を調達、指定する場所に設置し、電気等との接続が必要な備品等については接続を行い、業務に使用できる状態とすること。当該備品等の梱包材は開梱後、廃棄すること。
- ② 入札時及び調達時において、大学が提示する備品等の品質と同等以上のものを提案し、大学担当者の了承を得た上で調達・設置すること。

第3章 維持管理業務に関する要求水準(本施設事業)

1 目的

事業者は、施設引渡し後から事業期間終了までの間、本要求水準書に従い、建物及び建築設備等の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質及び水準等を保持することを目的とする。

2 一般事項

(1) 事業者の業務範囲

本施設の維持管理業務の範囲は以下の通りとする。

- 1) 建物・建築設備保守管理業務(設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新・報告その他の一切の保守管理業務を含む。)
- 2) 外構施設保守管理業務(点検・保守・修繕・更新・報告その他一切の保守管理業務を含む。)
- 3) 清掃衛生管理業務 (建物内外部・ガラス・外構の清掃業務を含む。)
- 4) 警備業務
- ※ 上記の各業務には、関連法令等で義務付けられている所轄官庁等への報告等業務を含むものとする。

(2) 維持管理期間の設定

維持管理期間は、施設引渡し後から事業期間終了まで(平成33年4月1日から平成45年3月31日まで)までとする。

(3) 法令等の遵守

必要な関連法令、技術基準等を満足した維持管理業務計画書を作成し、それに基づき業務を実施する。法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。また、製造メーカー及び施工業者による保全仕様書等の基準類を参照する。

(4) 業務実施に当たっての考え方

業務の実施に当たっては、実施体制、実施工程及び次のことを考慮した維持管理業務計画書を作成し、実施する。

- 1) 維持管理は、建物及び建築設備等について、予防保全を基本とする。
- 2) 施設環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止する。
- 3) 建物及び建築設備等が有する機能及び性能等を保つとともに、当該財産価値の確保を図る。
- 4) 劣化による危険・障害の発生を未然に防止する。
- 5) 環境負荷を抑制し、環境汚染の発生防止に努めるとともに、省資源、省エネルギーに努める。 また、千葉大学環境・エネルギーマネジメントマニュアルに基づき、環境保全活動を推進する。
- **6)** ライフサイクルコストの削減に努める。
- 7) 故障によるサービスの中断に係る対応を定め、早急な回復に努める。
- 8) 施設の利用者が快適に施設を利用できるよう配慮する。

- 9) 創意工夫やノウハウを活用し合理的かつ効率的な業務実施に努める。
- **10)** 施設利用者等による故意の破損、落書き等については、大学担当者と協議の上、修繕等を実施する。
- **11)** 1)から 10)の項目について、事業期間中の工程を教育研究の支障にならないように定め、大学担当者に確認の上実施する。

(5) 作業従事者の要件等

- 1) 業務実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合には、有資格者を選任し行う。
- 2) 従事者は、本要求水準書を満足するように業務を行うものとし、要求水準書で示した内容を満足しない状況が発見された場合は、別に定める方法により、大学担当者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 3) 従事者は、各業務種別にふさわしい服装及び装備をし、作業を行う。
- 4) 業務従事者は、業務上知り得た機密について漏洩しない。

(6) 非常時、緊急時の対応

- 1) 非常時、緊急時への対応について、あらかじめ大学と協議の上、緊急連絡体制、緊急時対応方法(他業務との協調を含む)及び防災計画を策定する。
- 2) 事故が発生した場合は、防災計画書に基づき、直ちに必要な措置をとるとともに、関係機関及び大学担当者に通報する。

(7) 災害時の対応

医学系総合研究棟において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに初期 措置を講じ、関係機関及び大学担当者に通報する。

(8) 点検及び故障への対応

- 1) 点検及び故障への対応は、業務計画書に従って速やかに実施する(法令点検を含む)。
- 2) 施設の修繕記録、設備の運転・点検記録をとる。
- **3)** 事業者は故障を発見したら、速やかに大学担当者に報告する。なお、軽微なものについては、 後日、運転・点検記録の提出を持って報告に代えることができる。
- 4) 事業者は大学担当者に報告するとともに、直ちに適切な処理を行う。
- 5) 運転時間の調整が必要な設備に関しては、大学担当者と協議して運転期間・時間等を決定する。
- 6) 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、適切な方法により対応する。
- 7) 修繕等により引渡し後建物に改良を加える場合は、大学と協議し、設計図書に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させる。

(9) 費用の負担

1) 業務に要する費用(業務に伴う消耗品を含む。)は、事業者の負担とする。ただし、管球並びに衛生消耗品(トイレットペーパー及び水石鹸等)及び発電設備の燃料は、大学より支給する。

(10) その他留意事項

- 1) 業務の実施に当たっては、事業の継続性に十分留意する。
- 2) 大学の事情による内装変更工事、模様替えについては医学系総合研究棟に関する業務の範囲外とする。ただし、経年劣化に伴う更新等は医学系総合研究棟に関する業務の範囲に含む。
- 3) 大規模改修(大規模改修とは、大学が自らの事由により別途発注する大規模な改修をいう。) については、本施設事業の事業期間中の実施は予定していない。なお、入札説明書等(主に要求 水準書)に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模に係わらずすべて事業者が行う業務の範囲とする。
- **4)** 大学は、維持管理業務に係るデータ等の提供を求めることがあり、事業者は、これに応じて協力する。

5) 維持管理業務仕様書の作成、提出

事業者は、維持管理業務開始予定日前に、本要求水準書及び維持管理業務に関する事業者の提案書に基づく維持管理業務仕様書を作成し、大学と協議の上決定し、維持管理業務開始予定日の30日前までに大学に提出する。維持管理業務仕様書を変更する場合も同様とする。

維持管理業務仕様書の作成に当たっては、業務実施のための前提条件を踏まえ、業務区分毎に 適切な周期・業務提供時間帯・内容等の業務仕様を設定する。

6) 年間業務計画書の作成、提出

事業者は、各事業年度の維持管理業務を適正に実施するために必要な事項を記載した年間業務計画書を作成し、大学と協議の上決定し、当該事業年度が開始する30日前までに大学に提出する。年間業務計画書には、当該年度の業務実施工程、業務実施体制、業務分担、業務を行う者が有する資格、緊急時連絡体制等を記載する。

7) 業務報告書の作成、提出

事業者は、維持管理の各業務に関する日報、各種点検・保守等報告書、月報及び四半期報告書を業務報告書として整備・保管し、各種点検・保守等報告書、月報及び四半期報告書を大学に提出する。また、日報は、大学の要請に応じて提示する。各種点検・保守等報告書には、施設の修繕記録、設備の運転・点検記録を含む。なお、修繕等の実施により実施設計図書に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておく。

8) 業務実施体制

① 総括責任者及び業務責任者

事業者は、維持管理業務全般を総合的に把握し大学等との調整を行う総括責任者、維持管理 業務の管理及び点検等を行う業務責任者を定め、維持管理業務開始予定日の30日前までに大 学に届け出る。なお、総括責任者及び業務責任者を変更する場合も同様とする。

② 業務担当者

業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

(11) 用語の定義

1) 点検

点検とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査する ことをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

定期点検とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期 的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズン オフ点検を含めていう。

臨時点検とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台 風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

日常点検とは、目視、聴音、接触等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。

2) 保守

保守とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の 取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

3) 運転・監視

運転・監視とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御する ことをいう。

4) 清掃

清掃とは、汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保っための作業をいう。

5) 補修・修繕

補修・修繕とは、施設の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状(初期の水準)まで回復させることをいう。

6) 更新

更新とは、機能が劣化した設備や機器等を新たに整備・調達する保全業務をいう。

7) 大学担当者

大学が定めた医学系総合研究棟の管理担当者をいう。

3 建物・建築設備保守管理業務

(1) 業務の対象範囲

医学系総合研究棟に関する業務により設置された建物及び各種設備を対象とする。

(2) 業務の実施

- 1) 毎事業年度の開始前に、次の項目を含む設備保守管理業務計画書を作成し、大学の承認を得た上で実施する。
 - ① 運転監視業務
 - ② 日常巡視点検業務
 - ③ 定期点検·測定·整備業務
- 2) 点検保守項目・頻度は【資料35】によるものとし、点検保守項目・頻度の記載のない設備を本事業にて設置する場合は関係法令並びに製造者の保全指導書を基準とし点検保守項目・頻度を定めること。
- 3) 上記 2)の点検頻度以外時に発生した異常については防災センターにて施設使用者等からの連絡を受け付ける。修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、修繕を至急実施する。責任範囲が明確でない場合は大学とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。
- **4)** 本施設の停電時、資格者の指示のもと停電から30分以内に切替盤の操作により仮設電源対応機器に電源を供給できること。
- 5) 有資格者業務

本事業内で選任が必要とされる資格者は下記の通りとする。

資格者名	対象設備	業務区分
電気主任技術者	電気設備	大学が指定する資格者の指示・監督のもと業
		務を実施する。
防火管理者	防火設備等	大学が選任する。
建築物環境衛生管理技術者	給水設備他	本事業で選任する。
危険物保安監督者	地下タンク設備	本事業で選任する。(必要な数量以上の場合)

(3) 設備管理記録の作成及び保管

関連法規により必要な場合は、設備管理台帳を作成の上、設備の運転・点検整備等の記録として、 下記の点検記録を行う。点検記録は3年以上かつ法令等で定められている期間、整備・事故記録等 は、事業期間中保管する。また、その他法令により必要な運転日誌等を作成する。

1) 運転日誌

- ① 電力供給日誌
- ② 熱源機器運転日誌
- ③ 空調設備運転日誌
- ④ 温湿度記録日誌
- ⑤ 毎月・毎年光熱水使用量(電力、ガス、水道)

2) 点検記録

① 電気設備点検表(通信設備を含む)

- ② 空調設備点検表
- ③ 給排水衛生設備点検表
- ④ 貯水槽清掃点検記録
- ⑤ 飲料水水質検査記録
- ⑥ 防火·防災設備点検記録
- ⑦ 各種水槽清掃実施記録
- ⑧ 昇降機点検検査記録
- ⑨ その他提案により設置される各種設備の点検・測定記録
- ⑩ 残留塩素、空気環境測定等、実験排水枡 p H 測定記録

3) 補修・事故記録

- ① 定期点検整備記録
- ② 補修記録
- ③ 事故·故障記録

4) 異常時の報告

運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに大学担当者に報告する。

4 外構保守管理業務

(1) 業務の対象範囲

医学系総合研究棟における外構保守管理業務の範囲は、【資料2】、【参考図】に示す外構図(参 考)を対象とし、下記の項目を含むものとする。

<外構>

- 1) 施設(駐車場、駐輪場、バイク置場、車寄せ、連絡通路等、廃棄物置場等、擁壁、法面保護、 階段等、雨水排水、囲障、屋外サイン、外灯等、オイルタンク及びその付属設備(給油口、排気 筒等)、消防用水、散水設備等)
- 2) 敷地地盤 (構内道路 (歩道を含む)、アクセス道路等 (歩道を含む)、舗装等)
- 3) 地中設備(共同溝、埋設配管・配線(枡等を含む)等。ただし、既存の埋設配管等は含まない。 <植栽>
- 4) 緑地植栽 (緑地、植栽等、既存の樹木を含む。)

(2) 業務の実施

- 1) 毎事業年度の開始前に、外構保守管理業務計画書を作成し、大学の承認を得た上で実施する。
- 2) 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学側とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。
- 3) 実施業務の結果を記録する。

(3) 要求水準

項目	内 容
1) 外構	・各施設、設備とも本来の機能を発揮できる状態に保つ。 ・職員駐車場設備を含む。
2) 植栽要求水準	 ・緑樹を保護・育成・処理して豊かで美しい自然環境を維持する。 ・状況と植物の種類に応じて適切な方法により施肥、潅水及び病害虫の防除等を行い、植栽を良好な状態に保つ。 ・繁茂しすぎないように適宜、刈り込みを行う。 ・高木や長い枝等が強風で折れて人的・物的な被害を与えることがないよう、定期及び臨時(台風の直前など)に調査して、必要があれば枯枝払い・補強するなど管理を行うとともに、万一枝等が散乱した場合の適切な処理を行う。 ・その他の場合でも、施設の美観を維持し、植栽が見苦しくならないよう、適切な除草状態に保つ。 ・樹木の種類に応じて冬の寒さから適切な方法で樹木を保護する等の処置を行う。 ・道路標識、窓、ドア、通路、その他に障害が生じないよう保守を行う。 ・枯れ死した植物(事業者が整備した植栽に限る。)は、大学が合意したプランに従って取り替える。
薬剤散布	・薬剤散布又は化学肥料の使用に当たっては、あらかじめ、大学担当者と 協議すること。

5 清掃衛生管理業務

(1) 業務の対象範囲

- 1) 医学系総合研究棟の建物内及び敷地内の共用部分(職員駐車場を含む。)において、環境・衛生を維持し、快適な空間を保つため、日常清掃及び定期清掃の項目において指定された清掃衛生管理業務等を行う。ただし、電気が通電され、又は運転中の機器が近くにある等、清掃に危険が伴う部分については大学担当者と協議すること。
- 2) 備品、什器等(椅子等軽微なものを除く)の移動は行わない。
- 3) 対象範囲は、【別表1】を参照すること。なお、清掃作業は大学の業務に支障のない時間帯に 行うこと。

(2) 業務の実施

- 1) 毎事業年度の開始前に、次の項目を含む清掃衛生管理業務計画書を作成し、大学の承認を得た 上で実施する。
 - ① 日常清掃
 - ② 定期清掃

2) 資機材等の保管

資機材及び衛生消耗品は、清掃衛生管理業務計画書に示された場所に整理し、保管する。

(3) 要求水準

- 1) 目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持し、見た目に心地よく、衛生的でなければならない。清掃は、できる限り利用者の妨げにならないように実施する。
- **2)** 事業者が専用に使用する部分の清掃は、事業者(又は協力会社)による実施、業務委託等、任意の対応とするが、その他の部分と同等の美観を保つこと。
- **3)** ゴミは、所定の場所に収集し、集積すること(廃薬品、実験廃棄物等は除く)。また、分別方法は大学の指定する方法に従う。

(4) 建物清掃

項目 内容

<日常清掃>

- 日又は週を単位として定期的に行う業務で、概ね次のような業務をいう。
- ※ 建物内外の床・階段掃除(掃き、拭き)
- ※ 手すり清掃
- ※ ゴミ等の処理
- ※ 衛生消耗品の補充
- ※ 衛生陶器洗浄
- ※ 汚物処理
- ※ 洗面所の清掃
- ※ マットの清掃等

1) 床	床仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミのないようにする。	
2) ゴミ箱、汚物 容器、厨芥入れ 等	① 清掃後は、内容物がすべて空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。	
3) トイレ、更衣 室、シャワー室 (洗面台、鏡、 衛生陶器を含 む)		
4) その他の内 部付帯施設(流 し台、湯沸かし 等)	清潔な状態に保つ。	
<定期清掃> 月又は年を単位として定期的に行う業務で、概ね次のような業務をいう。 ※ 建物内外の床洗浄 ※ 床ワックス塗布 ※ 壁の清掃 ※ 金具磨き ※ ガラスの清掃等		
1) 床	① 埃、シミ、汚れがない状態に保つ。(繊維床を除く) ② 繊維床の場合は、埃、汚れがない状態に保つ。	
2) 壁・天井	表面全体を埃、シミ、汚れのない状態に保つ。	
3) バルコニー (計画がある 場合)	土等汚れがない状態に保つ。	
4) 照明器具、時 計、換気口及び 空調機	埃、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。	
5) 窓枠、窓ガラ ス	汚れがない状態に保つ。	
6) 金属部分、手 すり、扉、扉溝、 スイッチ類	埃、汚れがない状態に保つ。	

(5) 外構清掃

外構清掃については、【参考図】に示す外構図(参考)を対象とし、以下の業務を実施する。

- 1) 「外構工事範囲」内のゴミ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。
- 2) 屋外排水設備(敷地内の側溝、排水枡等)の水流をゴミ、落ち葉等で阻害しない。
- 3) 日常清掃は、玄関周りについて行う。(水洗い、除塵等)
- **4)** 「外構工事範囲」内に、門扉及び外部サイン等が含まれる場合は、開閉がスムーズで汚れが見苦しくなく、表示が見やすい状態に保つ。

(6) 清掃用具・衛生消耗品等の負担

業務に要する費用(業務に伴う消耗品を含む。)は、事業者の負担とする。ただし、管球並びにトイレットペーパー及び水石鹸等の衛生消耗品は、大学より支給する。

(7) 資機材等の保管

資機材及び衛生消耗品は、清掃衛生管理業務計画書に示された場所に整理し、保管する。

(8) 廃棄物の収集・集積

1) 業務の対象

医学系総合研究棟の敷地内から発生するすべての廃棄物(ただし、感染性廃棄物と粗大ゴミを除く。)の適正な分別、保管、収集、運搬等の業務を実施する。

2) 業務の内容

- ① 各階に設置された各階ゴミ集積スペースが常に清潔に保たれるよう管理すること。一般廃棄物とプラスチック、ビン、カン、資源物に区分して管理すること。
- ② 清掃対象の部屋に設置したゴミ箱内のゴミを各階ゴミ集積スペースへ回収、集積すること。 なお、清掃対象の部屋外のゴミの各階ゴミ集積スペースへの回収、集積は、施設利用者が自ら 実施するため対象外とする。
- ③ 各階に設置されたゴミ置場のゴミを1階屋外ゴミ集積場へ適宜回収し、集積する。
- ④ 1階ゴミ集積場が常に清潔に保たれるよう管理すること。
- ⑤ 1階ゴミ集積場に集積されたゴミの処理は大学にて行う。
- ⑥ ゴミの集積、回収、分別方法等の詳細は、大学担当者と協議の上決定する。

(9) 清掃に関する用語の定義

1) 日常清掃

日常単位等の短い周期で行う清掃衛生管理業務をいう。(清掃衛生管理業務とは、「汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業」をいう)。

2) 定期清掃

月又は年単位の長い周期で行う清掃衛生管理業務をいう。

3) 資機材

資機材とは、次のような資材及び機材をいう。

※ 資材:洗浄用洗剤、樹脂床維持剤、パッド、タオル等

※ 機材:ホウキ、フロアダスタ、真空掃除機、床磨き機等

4) 衛生消耗品

衛生消耗品とは、トイレットペーパー、水石鹸等をいう。

6 警備業務

(1) 業務の対象範囲

医学系総合研究棟の建物内及び敷地内(職員駐車場を含む。)

(2) 業務範囲

本施設の財産の保全及び侵入者の監視等

(3) 要求水準

- 1) 異常信号を受信したときには、直ちに異常の内容を把握し、関連機関への通報、既設の門衛所への通報を行う。
- **2)** 地震や風水害等による災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、大学担当者の 指示を仰ぎ、適切な措置を行う。
- 3) 実施業務の結果を記録する。
- 4) 24時間、365日機械警備
- 5) 常駐の必要はないが、通報後は直ちに大学担当者の指示を仰ぎ、適切な措置を行う。
- 6) 以下の業務について、防災センターの管理要員等で対応すること。
 - ① 大学で設定した時間により、施錠及び開錠の業務を行う。
 - ② マスターキーのほか、防災センター備え付けの各種鍵の管理(貸出等)を行う。
 - ③ 休日、夜間にICカードを持参していない職員等が来訪した場合は、施設出入簿等に必要事項を記入させ、大学担当者に確認の上、入館の対応を行う。
 - ④ 休日、夜間に電話及び来訪者があった場合には、事故等の緊急連絡及び大学担当者から別途 指示のあった場合を除き、取り次ざしない。なお、大学担当者の勤務時間内での来学を伝える こと。

7 その他

- (1) 本施設の使用開始から2年目までは、通常の建物・建築設備保守管理業務以外に、LCCを低減するための施設運用方法などについて、専門的な立場から各種の支援を行う。
- (2) 本施設の使用開始から5年・10年の節目には、LCCを低減するための施設運用方法などについて、専門的な立場から調査・検討を行い報告書としてまとめ提言を行う。

第4章 運営業務に関する要求水準(本施設事業)

1 目的

事業者は、施設引渡し後から事業期間終了までの間、本要求水準書に従い、医学系総合研究棟の運営業務を行い、施設の効率的かつ効果的な運営を支援する。

2 一般事項

(1) 事業者の業務範囲

本施設の運営業務の範囲は以下の通りとする。

- 1) プロジェクト研究スペース運営業務
- 2) 福利厚生施設運営業務
- 3) 職員駐車場運営業務
- 4) 事業者提案による運営業務(任意)

(2) 運営期間の設定

運営期間は、施設引渡し後から事業期間終了まで(平成33年4月1日から平成45年3月31日まで)とする。

(3) 法令等の遵守

必要な関連法令、技術基準等を満足した運営業務計画書を作成し、大学の承認を得た上で実施する。法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。

(4) 作業従事者の要件等

- 1) 業務実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合には、有資格者を選任し行う。
- 2) 従事者は、本要求水準書を満足するように業務を行うものとし、要求水準書で示した内容を満足しない状況が発見された場合は、別に定める方法により、大学担当者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 従事者は、各業務種別にふさわしい服装及び装備をし、業務を行うものとする。
- 4) 従事者は、従事者であることを容易に識別できるよう留意し、作業に努める。
- 5) 従事者は、業務上知り得た秘密について漏洩しない。

(5) 非常時、緊急時の対応

- 1) 非常時、緊急時への対応について、あらかじめ大学と協議の上、防災計画を策定する。
- 2) 事故が発生した場合は、防災計画書に基づき、直ちに必要な措置をとるとともに、関係機関及び大学担当者に通報する。

(6) 費用の負担

1) 業務に要する費用(業務に伴う消耗品を含む。)は、事業者の負担とする。

(7) その他留意事項

- 1) 業務の実施に当たっては、事業の継続性に十分留意する。
- **2)** 大学は、運営業務に係るデータ等の提供を求めることがあり、事業者は、これに応じて協力する。
- 3) 運営業務仕様書の作成、提出

事業者は、運営業務開始予定日前に、本要求水準書及び運営業務に関する事業者の提案書に基づく運営業務仕様書を作成し、大学と協議の上決定し、運営業務開始予定日の30日前までに大学に提出する。運営業務仕様書を変更する場合も同様とする。

運営業務仕様書の作成に当たっては、業務実施のための前提条件を踏まえ、業務区分毎に適切な周期・業務提供時間帯・内容等の業務仕様を設定する。

4) 年間業務計画書の作成、提出

事業者は、各事業年度の運営業務を適正に実施するために必要な事項を記載した年間業務計画書を作成し、大学と協議の上決定し、当該事業年度が開始する30日前までに大学に提出する。 年間業務計画書には、当該年度の業務実施工程、業務実施体制、業務分担、業務を行う者が有する資格、緊急時連絡体制等を記載する。

5) 業務報告書の作成、提出

事業者は、運営の各業務に関する日報、各種報告書、月報及び四半期報告書を業務報告書として整備・保管し、各種報告書、月報及び四半期報告書を大学に提出する。また、日報は、大学の要請に応じて提示する。

- 6) 業務実施体制
 - ① 総括責任者及び業務責任者

事業者は、運営業務全般を総合的に把握し大学等との調整を行う総括責任者、運営業務の管理及び点検等を行う業務責任者を定め、運営業務開始予定日の30日前までに大学に届け出る。なお、総括責任者及び業務責任者を変更する場合も同様とする。

② 業務担当者

業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

3 プロジェクト研究スペース運営業務

(1) 業務の目的

「プロジェクト研究スペース」について、事業者が当該部分の維持管理業務を行うとともに、大学が学内等の研究者に当該部分(研究・実験スペース)を提供するに当たって大学の業務を支援するところのプロジェクト研究スペース運営業務を実施することにより、事業者の経営的視点及び創意工夫等の活用を図ることを目的とする。

(2) 業務の対象範囲等

1) 業務の対象範囲

- ① 医学系総合研究棟の「プロジェクト研究スペース」部分
- ② 対象面積(専有面積)1,447㎡

2) 業務の内容

- ① 許可事務等の事務処理業務
- ② 金銭事務の事務処理業務 (実際の金銭の収受は含まない。)
- ③ 利用者対応の処理業務

(4) 業務の実施

- 1) 毎事業年度の開始前に、次の項目を含むプロジェクト研究スペース運営業務計画書を作成し、 大学の承認を得た上で実施する。
 - ① 許可事務等の事務処理
 - ② 金銭事務の事務処理
 - ③ 利用者対応の処理

2) 資機材等の保管

資機材は、プロジェクト研究スペース運営業務計画書に示された場所に整理し、保管する。

(5) 要求水準

1) 許可事務等の事務処理業務

使用の許可、使用方法等の説明(施設の引渡しを含む。)、許可の変更、許可の更新及び許可の 解除(原状回復確認を含む。)等一切の許可事務等の事務処理業務

2) 金銭事務の事務処理業務

施設使用料、共益費及び光熱水費等の計算並びに請求等一切の金銭事務の事務処理業務(実際の金銭の収受は含まない。)

3) 入居者対応の処理業務

使用者からの相談及び苦情(トラブル)対応等一切の使用者対応の処理業務(選定事業者での対応が難しい場合は大学担当者と協議の上実施する。)

4 福利厚生施設運営業務

(1) 業務の目的

事業者が、本施設のうち福利厚生施設の維持管理業務及び運営業務を実施することにより、主として医学系総合研究棟における学生及び教職員の諸活動を福利厚生面で支援することを目的とする。

(2) 福利厚生施設の概要

- 1) 設置場所は、本施設のうち福利厚生施設部分とする。
- **2)** 専用面積は、200㎡から250㎡の範囲内とし、具体的には事業者の提案による。

(3) 業務の範囲

福利厚生施設の運営業務(購買・軽食等のサービス提供)

- ※ 福利厚生施設の施設整備業務は、本施設の施設整備業務と一体として実施するものとし、大学 が事業者に支払うサービス購入費(入札金額)に含めるものとする。
- ※ 福利厚生施設の維持管理業務は、本施設の維持管理業務と一体として実施するものとするが、 事業者が占有する部分については、大学が事業者に支払うサービス購入費(入札金額)に含める ことなく、事業者自らの負担とする。

(4) 業務の内容等

1) 業務内容

業務内容は、購買・軽食等のサービス提供であること、「国立大学法人法」(平成15年7月16日法律第112号)第22条(業務の範囲等)に適合する内容であることとし、運営業務の実施段階において、事前に大学の承諾を得るものとする。また、必要となる行政手続等については、事業者自らの責任及び費用において実施することとする。

2) 営業時間

平日(土・日及び祝日・休日を除く。)の9時から19時の範囲を必須とし、これ以外は事業者の提案による。なお、学生等の休暇期間については営業時間の短縮を認め事業者の提案によるものとする。

3) 客席解放

軽食等の客席(ホール)部分については、軽食等サービスを受ける者の使用を優先するものとするが、軽食等サービスを受けない者の使用を認めるとともに、営業時間外の使用もできるようにするものとする。

4) 運営内容の変更

福利厚生施設の運営業務は、事業期間(維持管理及び運営業務期間)にわたって、原則として、 中止及び変更できないものとする。

ただし、福利厚生施設の運営業務の開始から3年を経過した4年目以降であれば、入札説明書 (主に要求水準書)を満たすこと、事業者の当初提案の趣旨を逸脱しないこと、利用者のニーズ に配慮すること、かつ、競争の公平性が保たれることを条件として、運営内容及び営業時間の変 更、運営に当たる者について、大学と協議できるものとする。

(5) 費用等

福利厚生施設の運営業務は、事業者が独立採算として行うものとし、福利厚生施設のうち事業者が占有する部分の維持管理業務にかかる費用(支出:維持管理費等)、福利厚生施設のすべての運営業務にかかる費用(支出:運営費等)並びに利用者から受け取る料金等(収入)は、事業者単独の支出・収入区分とし、入札価格の対象外とする。

また、福利厚生施設部分の建物(床)のうち事業者が占有する部分については、大学が事業者に有償にて貸し付けるものとする。なお、現時点での建物の貸付料は、16,721円(消費税を含まない。)/年・㎡となっており、大学の要項により改定する。

5 職員駐車場運営業務

(1) 業務の目的

「職員駐車場」について、事業者が当該部分の維持管理業務を行うとともに、大学が学内の教職員等に当該部分(駐車場)を提供するに当たって大学の業務を支援するところの職員駐車場運営業務を実施することにより、事業者の経営的視点及び創意工夫等の活用を図ることを目的とする。

(2) 業務の対象範囲等

1) 業務の対象範囲

- ① 本施設の「職員駐車場」部分
- ② 対象台数81台以上

2) 業務の内容

- ① 許可事務等の事務処理業務
- ② 金銭収受の事務処理業務 (実際の金銭の収受を含む。)
- ③ 利用者対応の処理業務

(3) 業務の実施

- 1) 毎事業年度の開始前に、次の項目を含む職員駐車場運営業務計画書を作成し、実施する。
 - ① 利用許可管理の事務処理
 - ② 金銭収受の事務処理 (実際の金銭の収受を含む。)
 - ③ 利用者対応の処理

2) 資機材等の保管

資機材は、職員駐車場運営業務計画書に示された場所に整理し、保管する。

(4) 要求水準

1) 利用許可管理の事務処理業務

使用の許可、使用方法等の説明、許可の変更、許可の更新及び許可の解除等一切の許可事務等 の事務処理業務。

2) 金銭収受の事務処理業務

施設使用料等の計算並びに請求及び徴収等一切の金銭事務の事務処理業務(実際の金銭の収受を含む。)

3) 利用者対応の処理業務

使用者からの相談及び苦情(トラブル)対応等一切の使用者対応の処理業務(選定事業者での対応が難しい場合は大学担当者と協議の上実施する。)

6 事業者提案による運営業務(任意)

(1) 業務の目的

事業者が、本施設において、事業者提案による運営業務(任意)を実施することにより、主として医学系総合研究棟における学生及び教職員の諸活動を支援することを目的とする。

(2) 業務の範囲

事業者提案による運営業務(任意)

(3) 業務の内容等

1) 業務内容

業務内容は、主として医学系総合研究棟における学生及び教職員の諸活動を支援するものであること、「国立大学法人法」(平成15年7月16日法律第112号)第22条(業務の範囲等)に適合する内容であることとし、要求水準確認(個別提案)に関する一連の手続の対象(任意)とするとともに、運営業務の実施段階において、事前に大学の承諾を得るものとする。ただし、大学は、相当の理由がない限りこれを承諾するものとする。また、必要となる行政手続等については、事業者自らの責任及び費用において実施することとする。

2) 業務時間

事業者の提案による。

3) 業務内容の変更

事業者提案による運営業務(任意)は、事業期間(維持管理及び運営業務期間)にわたって、 原則として、中止及び変更できないものとする。

ただし、事業者提案による運営業務(任意)の開始から3年を経過した4年目以降であれば、 入札説明書(主に要求水準書)を満たすこと、事業者の当初提案の趣旨を逸脱しないこと、利用 者のニーズに配慮すること、かつ、競争の公平性が保たれることを条件として、業務内容及び業 務時間の変更について、大学と協議できるものとする。

(4) 費用等

事業者提案による運営業務(任意)は、事業者が独立採算として行うものとし、本施設のうち事業者提案による運営業務(任意)に伴い事業者が占有する部分の維持管理業務にかかる費用(支出:維持管理費等)、すべての事業者提案による運営業務(任意)にかかる費用(支出:運営費等)並びに利用者から受け取る料金等(収入)は、事業者単独の支出・収入区分とし、入札価格の対象外とする。

また、本施設のうち事業者提案による運営業務(任意)に伴い事業者が占有する部分(建物に限るものとし土地の貸付けは行わない。)については、大学が事業者に有償にて貸し付けるものとする。なお、現時点での建物の貸付料は、16,721円(消費税を含まない。)/年・㎡となっており、大学の要項により改定する。

<民間付帯施設(任意)事業>

第5章 民間付帯施設(任意)事業に関する要求水準(民間付帯施設(任意)事業)

1 設置の目的

事業者が、民間付帯施設(任意)事業の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務を実施することにより、主として亥鼻キャンパス構内における学生及び教職員並びに来学者及び来院者等の諸活動を支援するとともに事業者に事業機会を提供することを目的とする。

2 民間付帯施設(任意)の概要

- (1) 設置場所は、【資料3】を参照すること。
- (2) 施設の延べ面積は、100㎡以上とし、具体的には事業者の提案による。

3 事業の範囲

- (1) 民間付帯施設(任意)の施設整備業務
- (2) 民間付帯施設(任意)の維持管理業務
- (3) 民間付帯施設(任意)の運営業務
- (4) 民間付帯施設(任意)の解体撤去業務
- ※ 民間付帯施設(任意)事業の施設整備業務、維持管理業務、運営業務及び解体撤去業務のすべて については、大学が事業者に支払うサービス購入費(入札金額)に含めることなく、事業者自らの 負担とする。
- ※ 民間付帯施設(任意)の施設整備業務、維持管理業務、運営業務、解体撤去業務に当たっては、 関連法令等を遵守するとともに、大学担当者と十分に協議の上、大学の確認を得た上で実施すること。

4 事業の期間

民間付帯施設(任意)事業に係る事業期間は、事業契約締結の日から入札参加者が提案する年(ただし、平成45年から平成53年まで)の3月31日までとする。

従って、本事業に係る事業期間は、民間付帯施設(任意)事業に係る事業契約の終了が平成 4 5年3月31日の場合にあっては、事業契約締結の日から平成45年3月31日までとし、民間付帯 施設(任意)事業に係る事業契約の終了が平成45年3月31日を超える場合にあっては、事業契約 締結の日から民間付帯施設(任意)事業に係る事業契約の終了の日までとする。

5 運営内容等

(1) 運営内容

運営内容は、「国立大学法人法」(平成15年7月16日法律第112号)第22条(業務の範囲等)に適合する内容であることとし、民間付帯施設(任意)事業事業提案に関する一連の手続の対象(任意)とするとともに、運営業務の実施段階において、事前に大学の承諾を得るものとする。

ただし、大学は、相当の理由がない限りこれを承諾するものとする。また、必要となる行政手続等 については、事業者自らの責任及び費用において実施することとする。

(2) 営業時間

事業者の提案による。

(3) 運営内容の変更

民間付帯施設(任意)事業の運営業務は、事業期間(維持管理及び運営業務期間)にわたって、 原則として、中止及び変更できないものとする。

ただし、民間付帯施設(任意)事業の運営業務の開始から3年を経過した4年目以降であれば、 入札説明書(主に要求水準書)を満たすこと、事業者の当初提案の趣旨を逸脱しないこと、利用者 のニーズに配慮すること、かつ、競争の公平性が保たれることを条件として、運営内容及び営業時 間の変更について、大学と協議できるものとする。

6 費用等

民間付帯施設(任意)事業の施設整備業務、維持管理業務、運営業務及び解体撤去業務のすべてについては、大学が事業者に支払うサービス購入費(入札金額)に含めることなく、事業者自らの負担とする。ただし、大学と事業者の協議が整えば、解体撤去をすることなく、大学への無償譲渡を認めることもある。

また、民間付帯施設(任意)事業の係る上記の各業務を実施するために必要となる土地については、、 大学が事業者に有償にて貸し付けるものとする。なお、現時点での土地の貸付料は、2,101円(消費税を含まない)/年・㎡となっており、大学の要項により改定されます。